

# 第22回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

平成23年10月17日（月）

瀬戸内海漁業調整事務所

## 第22回瀬戸内海広域漁業調整委員会

### 1. 日 時

平成23年10月17日(月) 13時30分

### 2. 場 所

神戸市中央区下山手通5-1-16  
パレス神戸2階「大会議室」

### 3. 出席者氏名

#### (1) 出席委員

松林 昇 / 山本 正直 / 小田 英一 / 福池 昌広  
高橋 昭 / 前田 健二 / 宮本 憲二 / 藤本 昭夫  
桜間 裕章 / 長野 章 / 原 一郎 以上11名

#### (2) 臨席者

水産庁 資源管理部 管理課	課 長	丹羽 行
	課長補佐	鏑木 健志
	助成係	山本 隆久
漁業調整課	課長補佐	梶脇 利彦
増殖推進部 栽培養殖課	課長補佐	石塚 浩一
独立行政法人 水産総合研究センター		
瀬戸内海区水産研究所 増養殖部	部 長	與世田 兼三
	主幹研究員	石田 実
和歌山県 農林水産部 水産局 資源管理課	主 査	木下 浩樹
大阪海区漁業調整委員会事務局	書 記 長	四宮 伊智郎
大阪府 環境農林水産部 水産課	主 査	阪上 雄康
兵庫県 農政環境部 農林水産局 水産課	課長補佐兼係長	中岸 明彦
	主 査	南山 卓範
岡山県 農林水産部 水産課	主 任	亀井 良則
広島海区漁業調整委員会事務局	主 任	三浦 健太郎
山口県 農林水産部 水産振興課	主 任	吉中 強
徳島海区漁業調整委員会事務局	課長補佐	池脇 義弘
香川県 農林水産部 水産課	主 任	加賀田 薫
愛媛海区漁業調整委員会事務局	書 記	大川 恵三
愛媛県 水産研究センター栽培資源研究所	主任研究員	石田 稔

福岡県豊前海区漁業調整委員会事務局	事務主査	松 永 隆 恵
大分海区漁業調整委員会事務局	事務局長	本 庄 新
大分県 農林水産部 水産振興課	主 査	大 石 隆 史
近畿農政局 統計部 生産流通消費統計課	係 長	中 西 春 樹
中国四国農政局		
統計部 生産流通消費統計課	課長補佐	日 下 清
全国漁業協同組合連合会	漁政部部長代理	田 中 要 範
兵庫県漁業協同組合連合会	専務理事	山 口 徹 夫
	指導部総括	佐 藤 泰 弘
社団法人 全国豊かな海づくり推進協会	専務理事	市 村 隆 紀
みなと新聞 大阪支社	記 者	井 上 雅 登
水産経済新聞 阪神支局	支 局 長	川 邊 一 郎
愛媛新聞社 大阪支社	編集部長	奥 村 健
瀬戸内海漁業調整事務所	所 長	提 坂 猛
	調整課長	山 川 勝 彦
	資源課長	平 松 大 介
	指導課長	小 林 一 弘
	資源保護管理指導官	青 木 滋
	調整課 調整係	五 十 嵐 玲
	漁業取締係長	登 木 輝 幸
	資源課 資源管理係長	田 代 真 一
	資源増殖係長	松 本 貴 弘
	総務課 経理係長	御 手 洗 知 輝

#### 4. 議題

- (1) 資源回復計画の実施状況について
- (2) 資源回復計画の評価・総括について
- (3) 今後の広域的な資源管理のための連携・協力の推進について  
(資源回復計画終了後の取組・実施体制)
- (4) サワラ瀬戸内海系群資源回復計画終了後の取組・実施体制について
- (5) 資源管理に関する連絡・報告事項について
  - ① 資源管理指針・計画の作成状況
  - ② 第6次栽培漁業基本方針の概要
  - ③ 瀬戸内海における沿岸くろまぐろ漁業の届出制の導入
- (6) その他

## 5. 議事の内容

(開 会)

(山川調整課長)

定刻より若干早いですが、ただいまから第22回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、定数14名のうち過半数にあたります11名の委員の御出席を賜っております。漁業法第114条で準用する同法第101条第1項の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

なお、大阪海区の白井委員におかれましては、過日お亡くなりになり、後任に松林委員が互選されましたことを御報告いたします。松林委員におかれましては、後ほど一言御挨拶をいただきたいと思っております。

それでは前田会長、議事進行をお願いいたします。

(挨拶)

(前田会長)

皆さん、こんにちは。委員会を開催するにあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、第22回瀬戸内海広域漁業調整委員会に御出席を賜りましてありがとうございます。また、水産庁の丹羽管理課長さん、瀬戸内海調整事務所の提坂所長さん、瀬戸内海区水産研究所の與世田部長さんを始め、担当の皆様には、お忙しい中、御臨席を賜りまして誠にありがとうございました。

本委員会が所管する瀬戸内海では、サワラ資源回復計画や燧灘でのカタクチイワシを対象とした計画等、資源管理に係る重要な課題に積極的に取り組んでまいりました。しかし、資源回復計画は御案内のとおり本年度をもって終了となり、来年度からは既に導入されております資源管理指針・計画制度により、各府県の資源管理指針をもとに資源管理を行っていくこととなっております。そのため、本日は各計画の実施状況に加え、瀬戸内海で実施してきた3つの資源回復計画の評価・総括の説明を受けることとなっております。

一方、府県をまたがる広域的な資源につきましては、これまでの資源回復計画制度同様、引き続き関係者が連携・協力して資源管理に取り組んでいくことが必要であり、これを担う本委員会の役割はますます重要になっていくものと考えております。後ほど水産庁から資源回復計画終了後の広域的な資源管理体制について説明がございしますが、瀬戸内海における資源管理を今後とも適切に推進していくにあたり、本委員会といたしましても、委員の皆様方にこれまでも増して本委員会への御尽力、また御協力を賜りたいと考えております。

本日は、この他にも水産庁からの御報告が3点あり、盛りだくさんの内容となっておりますけれども、議長として要点を絞った議事進行に心がける所存でございますので、皆様方の御協力をお願いいたしまして、開会の御挨拶といたします。

それでは、本日水産庁から丹羽管理課長さんにお越しをいただいておりますので、一言御

挨拶をお願いいたしたいと思います。

(丹羽管理課長)

ただいま御紹介に預かりました水産庁管理課長の丹羽でございます。私、平成14年4月から平成16年3月まで瀬戸内海漁業調整事務所におりまして、本日お集まりの委員の方々の中にも顔見知りの方がおられまして、よろしくをお願いいたしたいと存じます。

それでは、本日、第22回瀬戸内海広域漁業調整委員会が開催されるにあたりまして、一言御挨拶させていただきます。

まず、委員の皆様におかれましては、御多忙の中お集まりいただきまして、厚く御礼申し上げます。また、日頃から資源管理、漁業調整等の課題に御尽力賜っていますことに対しまして、改めてお礼申し上げます。

さて、広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を越えて分布回遊する資源の適切な管理を目的として設置され、国が作成する広域の資源回復計画を中心として御審議をいただいているところであります。

資源回復計画は、現在、全国で18の広域計画、45の地域計画が実施され、資源回復のための取組が全国的に展開されております。広域的な資源管理は、資源を利用する地域や漁業種類が多岐にわたり、その調整は困難な場合がありますが、資源回復計画の実施により関係漁業者や行政・研究者等の間で協議・調整の体制が整い、資源管理の取組の向上が図られてきました。ただいま会長からも御紹介がございましたが、資源回復計画は本年度末にて終了となりますが、今後ともこのような体制が維持されて、資源の状況に応じた適切な資源管理が実施されていくことが重要であると考えております。

この資源回復計画に続く新たな資源管理の制度として、水産庁は今年度より資源管理・漁業所得補償対策を導入いたしました。これは計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に、共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせ、総合的な所得補償を実現するものでございます。この対策のもとで、国又は都道府県が管轄する漁業種類や魚種ごとに資源管理指針というものを作成しておりますが、当然ながら広域的な資源管理における国や都道府県、漁業者間の連携・協力は不可欠でございまして、それを担う広域漁業調整委員会の役割は、ますます重要になっていくと考えております。

最後になりますが、この度の東日本大震災において、主に東北地方の水産業は壊滅的な被害を受けました。また、その他の地域においても、漁業経営を取り巻く情勢は、依然として厳しい状況にあります。水産庁といたしましても、水産資源の適切な管理を行うとともに、水産業を振興していくためにも、これからも様々な施策の推進に鋭意取り組んでいく所存でございます。

本日は、委員の皆様方の有意義な御審議が行われ、資源管理の一層の推進が図られることを祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

それでは、議事に先立ちまして、先ほど事務局より報告がございましたとおり、大阪海区

の白井委員さんが本年7月31日に海難事故により逝去されました。本委員会として故白井委員さんの多大な御功績に敬意を表するとともに、哀悼の意を表し、黙禱を捧げたいと思いますので、御起立をお願いいたします。

(黙 禱)

(前田会長)

どうもありがとうございました。御着席をお願いいたします。

故白井委員さんの御冥福を改めましてお祈りをいたしたいと思います。

それでは、後任の松林委員さんが出席されておりますので、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

(松林委員)

どうも初めまして、大阪府漁連の松林でございます。

ただいま会長から、亡き白井会長の御丁寧な黙禱ありがとうございました。

私、松林はこれまでの漁業者としての経験を生かしまして、瀬戸内海広域漁業調整委員の職を全ういたしたいと思いますので、皆様方の御指導、御鞭撻よろしく願いしておきます。どうもありがとうございました。

(資料確認)

(前田会長)

それでは議事に入ります前に、本日使用いたします資料の確認を行いたいと思います。事務局、お願いいたします。

(山川調整課長)

それでは、お手元にお配りしております資料でございますけれども、まず議事次第、委員名簿、本日の出席者名簿、それから本日の会議で使用する資料といたしまして、資料1-1-①「平成23年度サワラ瀬戸内海系群資源回復計画の取組」、資料1-1-②「サワラ瀬戸内海系群の資源状況(23年度資源評価)」、資料1-2「周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の取組」、資料1-3「平成23年度燧灘におけるカタクチイワシの操業開始日について」、資料2「資源回復計画の評価・総括」、資料3「今後の広域的な資源管理のための連携・協力の推進について」、資料4「平成24年度以降のサワラ資源管理に係る検討体制(骨子)」、資料5-1「資源管理指針・資源管理計画の作成状況について」、資料5-2「第6次栽培漁業基本方針の概要について」、それからカラー刷りのパンフレットが2種類、そして資料5-3「沿岸くろまぐろ漁業の届出制導入について(案)」、それから最後に、各資源回復計画と委員会指示をまとめたものを参考資料として配付しておりますので、御参照ください。

以上でございますが、お手元にお配りしております資料に不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

(議事録署名人の指名)

(前田会長)

皆さん、資料はよろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして議事に入らせていただきますが、後日まとめられます本日の委員会議事録の署名人を選出しておく必要がございます。

本委員会の規程では、会長が出席委員の中から指名することになっておりますので、本日は福岡県豊前海区の宮本委員さんと大臣選任の長野委員さんのお二方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(議題(1) 資源回復計画の実施状況について)

(前田会長)

それでは、議題(1)の資源回復計画の実施状況についてに入ります。

ここではサワラ計画における本年度の取組状況とサワラの資源状況、周防灘計画における今年度の取組状況と来年度の取組、またカタクチ計画における本年度の取組状況について説明させていただきます。

まずは、サワラ計画の本年度の取組状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(平松資源課長)

瀬戸内海漁業調整事務所で資源課長をしております平松でございます。まず最初に、資料1-1-①におきまして、サワラの取組状況について説明をさせていただきたいと思っております。着席して説明させていただきます。

それでは、資料1-1-①の表紙を1枚おめくりいただきまして、瀬戸内海の海域の地図、それから地図の中に本年度の漁獲努力量削減措置を記載したページがございます。本年度の漁獲努力量削減措置の実施状況でございますが、昨年度に引き続き各海域、灘ごとに休漁期間の設定、また瀬戸内海全域におきまして、サワラの流し網の目合いを10.6センチ以上という内容の規制等に取り組んでございます。

次の2ページにも地図を示させていただいてございますが、2ページは、今年度のサワラの種苗放流に関する取組状況、実施箇所を図示したものでございます。まず、サワラの種苗生産につきましては、大阪府、水産総合研究センターの屋島庁舎、それから伯方島庁舎、この3ヶ所で種苗生産を実施してございます。また、それらの種苗を中間育成、地図では▲の印をつけておりますが、これらの位置で中間育成をした後、放流が行われてございます。また、地図には◎で受精卵放流の取組の実施箇所をイメージとして図示をさせていただいてございます。これらの取組内容の詳細につきましては、資料の3ページから4ページにかけて、それぞれ3ページには①採卵、②種苗生産、③中間育成のそれぞれ実施期間等の内容、それから協力機関等について整理をさせていただいております。

放流につきましては、資料の4ページ、上側の表の中に放流実施箇所別の放流尾数という形で、④放流のところに整理をさせていただいてございます。今年度の放流尾数でございま

すが、瀬戸内海の東部4府県、西部3県、計7府県の海域におきまして、合計で13万4,000尾の放流が行われてございます。放流種苗のサイズ、放流実施日等につきましては、こちらの表に記載させていただいております。

それから、種苗放流関係で最後になりますが、4ページの⑤のところに先ほど地図で御説明させていただきました漁業者の方々による受精卵放流の取組について載せさせていただいております。放流卵数につきましては、計数が行われているところのみ備考欄に数値を記載させていただいております。

今年度の種苗放流の内容は以上でございますが、続きまして、今年度の漁場整備につきましては、資料5ページの地図にそれぞれ漁場・増殖場の造成を●印、藻場・干潟の造成や堆積物の除去の事業につきまして▲で示してございますので、御参照ください。

それから、関連した取組といたしまして、例年行われておりますサワラの放流効果調査というもの、こちらにつきまして6ページと7ページに今年度の実施計画書が岡山県と香川県の担当部局から提出されておりますので、そちらを掲載させていただいております。それぞれ岡山県、香川県の計画につきましては、前回の委員会で本年度の事業計画を御報告させていただいた内容に沿って決まった実施日等を載せてございます。昨年とほぼ同様の内容ということで、本年の10月、一番早いところでは5日以降に取り組むということでございます。

それから調査関係でもう1件、資料の8ページから9ページ、こちらにつきましては、昨年度から新たに調査を始めました、播磨灘と備讃瀬戸のサワラ秋漁の実態調査の計画書でございます。こちら先ほどの調査と同様、3月の委員会で御報告をさせていただいた内容に沿った詳細計画となっております。調査内容につきましては、昨年度と同内容の調査ということで、10月と11月に両海域でそれぞれ1ヶ月に2回、2ヶ月間で4回の調査を予定してございます。これらの結果等につきましては、年度末の委員会で御報告をさせていただきたいと考えております。

それから今年度の実施状況に関連いたしまして、資料の最後、10ページでございますが、平成24年TAE管理の予定について整理をしてございます。今年度に引き続きまして、今年度と同様の期間、隻日数で来年のTAEの管理を実施継続していく予定でございます。これらにつきましては9月に行われましたブロック漁業者協議会におきましても同様の説明をさせていただきまして、御了承を得ているところでございますので、その旨、御報告をさせていただきたいと思っております。

簡単ではございますが、本年度のサワラ計画の実施状況につきましては、以上でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

それでは引き続きまして、サワラ瀬戸内海系群の資源状況について、瀬戸内海区水産研究所の石田主幹研究員さんより御説明をよろしく申し上げます。

(石田主幹研究員)



瀬戸内海区水産研究所の石田と申します。説明をさせていただきます。

今日御報告する結果は、今年の8月に瀬戸内海ブロックで資源評価会議を開催しまして、その議論とその後の検討を経てまとめたものでございます。これをまとめるにあたっての参画機関がこちらに書いたように和歌山県さんから大分県さんまでの11府県の試験研究の御担当者の方、それから私どもでこれをまとめたものでございます。

資源評価の手順です。これは他の魚種系群とそれほど変わるものではありません。漁獲統計に、それから月別灘別漁法別の水揚量、それらの体長組成、それに基づきまして月別体長別の漁獲尾数を集計します。それから年齢査定を行った結果に基づいて、体長別の尾数を年齢別の尾数にまとめます。これをコホート解析と呼ばれる年齢別の漁獲尾数のわかっている魚種で、世界で共通して使われている手法によりまして資源尾数を計算します。それから漁獲係数というのは漁獲の強さ、間引きの強さを表すものです。

一方、サワラの場合は種苗放流を行っていきまして、標識をつけたものの混入率を測定しております。それから種苗放流尾数、先ほど瀬戸内漁調さんから説明のあった尾数もあります。それから、これらから放流に由来する0歳魚の尾数が計算できます。そして、年齢別資源尾数と漁獲係数からコホート解析を進めると将来の年齢別の資源尾数、漁獲係数、それから資源量、漁獲量の予測というのが出てまいります。

放流魚の0歳魚尾数と資源尾数の結果を組み合わせまして、再生産成功率という、その年の環境が稚魚にどれだけ良かったかというような指数も出てきます。それから放流した魚のうちどのぐらいが生き残るかという添加効率という数字も出てきます。

これらから放流効果を判定し、そして将来の資源尾数からはABCと呼ばれる生物学的漁獲量、いわゆるTACというものはこれをそのまま用いるのが原則ですが、サワラの場合はTAC対象ではありませんので、ABC以外の管理方策としてこれらからさまざまな提言を行うことを確認しております。

これは瀬戸内海の灘区分と調査地で、資料と同じものですので、ご覧ください。

評価しているのは、紀伊水道外域を除いて紀伊水道から伊予灘までです。宇和海は計算には入れていません。ただ、魚は回遊しますので、全体として瀬戸内海系群の評価をしております。

御存知のとおり、春には瀬戸内海の中の方に来て産卵回遊し、夏、秋、冬と越冬回遊で両水道から外海に出ていくという経過をたどります。

これは灘別の漁獲量を年別にまとめたもので、横軸は西暦の年です。1本のグラフが1年にあたります。縦軸は漁獲量で、単位はトンです。ご覧になればわかるように1970年代半ばまでは1,000トン余りだったのが、1970年代半ばから80年代半ばまでは3,000トン前後、1980年代半ばになって6,000トンであり、最多の漁獲量を記録した後、急激に減りまして、1998年にはわずか200トンとなってしまいました。その後、かなり増えまして、現在では1,000トン強で比較的安定しております。それからこの色分けは、赤が西の方、青が東の方、色の濃いところは瀬戸内海の真ん中で、薄い方は両水道に近いところというところですよ。

最近について月別に集計したものがこの図です。今年の6月までの資料がございまして、2005年1月から1ヶ月分が横軸で1本の棒になっております。縦軸は同じく漁獲量のトンです。今年の5月は2005年度ぐらい多かったということがわかります。そして、春漁は

色の濃いところが多く、秋漁から冬にかけては、特に秋漁は色の薄いところ、両水道に回遊していることに対応しております。

これは非常に細かくていつも恐縮なんですけど、月別尾叉長別の漁獲尾数というものです。これは全体で外観して傾向を説明するためのものですので、細かい数字は今、特に必要はございません。一つの図が1ヶ月を表します。例えば、この左上ですと2007年の1月を表すというように半年分が縦一列になっております。これは2007年、2008年の2年分です。一つの図、全部共通ですが、横軸がその月に瀬戸内海で獲れたすべてのサワラについての体長で、縦軸がサワラの漁獲尾数です。単位は千尾になっております。1月にはあまり獲れていないんですが、5月、6月になると獲れる、それから秋漁は9月、10月に獲れるということがわかります。横軸が体長ですので、月ごとにこれを追っていくと、魚の成長が読めます。2008年の図で楕円で囲んだ部分が2008年生まれのものが漁獲された様子です。40センチ余りのものが年末には50センチぐらいになるということを表しています。この山の高さの面積が漁獲尾数の合計になります。それが翌年になれば1歳魚となって漁獲されるということです。

2009年の0歳魚はやや多く、2010年は2009年に比べるとかなり多いということで、例年よりたくさん獲れたということがわかります。

こういうふうな山を分解して、年齢別の漁獲尾数を計算しています。その結果がこれです。1987年からまとめております。それ以前のものはありません。横軸が年で、縦軸は漁獲尾数、単位は千尾です。各年について、その年の下から0歳魚、1歳魚、2歳魚、3歳魚、4歳魚以上、または5歳魚以上はどれだけの尾数が瀬戸内海で獲られたかというものをまとめたものです。過去の漁獲が多かった年は、漁獲尾数が多く出ている全体の高さだけではなく、年齢組成を見ると3歳魚以上の尾数もかなり多いということです。ただ、一旦減った後は、紫色あるいは青色の部分の比率が非常に少なくなっておりまして、0歳魚あるいは1歳、2歳魚までしかいない、他は少ないということがわかります。それから2002年の0歳魚が多く、次の年の1歳魚は同じ年生まれで、2004年2歳魚になった年もかなり漁獲されているということで、2002年生まれは3ヶ年にわたってかなり漁獲されたということです。2008年も1年、2年、3ヶ年、3年目はそれほどでもないですが漁獲されています。2010年生まれは0歳魚の時の漁獲尾数が過去15年ぐらいでもかなり多い方であるということで、今年どれだけ獲れるかによって2002年との比較というものができてくるようになります。

こういうものからコホート解析と呼ばれる手段によって資源尾数を推定します。資源は減りますが回復します。そして、2002年の0歳魚の尾数が多い。2008年も多い、2010年も多いということです。ただ、2010年の0歳魚が多いのは、0歳魚だけのデータしかありませんので、これが1歳になったとき、2歳になったときにどれだけ獲れるかによって最終的に2010年の0歳魚の数が確定します。

この解析法では、最近年の一番年の若いものというのは、精度がやや低くなっております。過去のもは大丈夫ということです。それから、2010年は多いというのがひよっとしたらもっと少ないか、あるいはもう少し多いか、これはまだわかりません。

資源尾数に資源量、個体の年齢ごとに重量を掛けると資源量になります。過去、多い時には1万6,000トンぐらいあったのが200トンまで減少し、現在は4,000トン強ま

で回復したことになっております。5年間の資源量の傾向としては増加をしております。水準としては、高位、中位、低位、これを3分割するとまだ中位には少し足りないということで、低水準で、5年の推移を見ると増加の傾向にあるというのが、一言で言う今年のサワラ瀬戸内海系群の資源動向です。

次に、親魚と0歳魚の関係です。これは1年が一つの○になっております。その年についての横軸が親魚量を示します。親魚量は資源量ともほぼ対応します。1987年から資源は減っていきっていきます。その年にその親魚から生まれた0歳魚の尾数を縦軸に置いています。これはどういうことを同時に表すかということ、原点とある年の○を結んだ傾きが立っているほど稚魚の生き残りが良い、寝ているほど稚魚の生き残りが悪い。同じ親魚量であっても0歳魚がたくさんわいた年とあまり出なかった年、これは環境によるもので環境の良し悪しを表します。ですから、これが下の方に寝ているときは自然環境が良くないということになります。

近年少し固まっていますので、これを拡大します。減少局面では環境が悪い状態が1998年まで続いておりましたが、1999年くらいから環境がやや改善しまして、それとともに資源も増えてきました。2002年は良かったんですが、2003年から2009年までは安定していると言えば安定している。親魚量がこのぐらいで0歳魚が年によって若干上がり下がりがあると。2010年は今のところは親魚量の割には0歳魚の尾数が多めに出ています。ただ、これは精度がまだ良くないということで、翌年1歳魚がどれだけ獲れるかによってこれはどちらかに修正されるということです。現在までの状況を見ると、2010年は発生が良い可能性があるということとは言えると思います。

次に生物学的許容漁獲量についてです。これはTAC魚種ではありませんので簡単に申します。1,000トン余りの漁獲に抑えれば資源は回復するというような計算をしたものです。1,200トンぐらいの漁獲に相当するような獲り方を続ければ資源が増えていくと。1,000トンに相当する獲り方にすればもっと増えると。現状と同じような獲り方をすればほぼ横ばいになるというのが、この3つの図が表すところです。

●と○は、これは先ほど言ったような稚魚期の生き残りの環境というのは年によって不確かですので、これが変動するとして、1,000回ほど無作為にその値を入れかえて計算しました。1,000回のうちの上位10%と下位10%を●と○で表しています。丸のない線は1,000回線を引いてもいいんですが真っ黒になるので10回だけ線を引いてこういうパターンがよくあるということで、ご覧になってください。今の獲り方をすれば資源はあまり増えないという、これが一番言いたいところです。

少し話は変わりますが、種苗放流効果のまとめです。本格的な種苗放流は2002年から行われております。そしてA、B、C、Dといろいろ書いていますが、Aは種苗放流尾数をまとめて有効な種苗がどのぐらい放流されたか、小型の種苗は生き残りがよくないので4分の1にして大型に足した値です。今、十数万尾が毎年放流されています。

それから資源評価の計算によりまして、9月1日、これはサゴシが獲れ始めるあたりのときの資源尾数を計算しております。放流尾数と資源尾数が出ております。一方では放流魚の混入率でやっております。これ、1歳魚と書いているんですが、本当は0歳魚の方が良いんですが、データとしては1歳魚の方が実は安定しているのでこの年のこの資源に対する放流魚の混入率がこの数字です。資源尾数に混入率を掛けると放流したものが育ったサワラの尾

数が出てまいります。これがDです。放流した尾数がAです。放流した尾数と放流して育った尾数の割り算の答えは添加効率で、放流したものがどれだけ生き残ったかという結果になります。年によって変動はありますが、平均すると放流したもののうちの4分の1は生き残って漁獲される大きさまで成長しているということが言えるというのがこの結果です。

次は漁獲の引き下げと種苗放流の効果の資源量図で、これはわかりにくいので、次のグラフの方がわかりやすいので説明いたしますが、まず、これについても簡単に説明します。横軸は漁獲の強さを表します。資源量のうちの何%を漁獲するかというのを横軸にとりました。縦軸は種苗放流の尾数、何十万尾を放流するか。現状では20万尾弱放流して資源の40%ぐらい漁獲していると。現状のまま漁獲を続けると資源量はまあまあ多いんですが、6,900トンになる。それをいろんな組み合わせに変えるといろんな数値になってそれを等量線で結ぶとこうなると。

ここの言いたいことは、放流尾数を今よりも2倍に増やして漁獲割合を4割ぐらいで同じぐらいにとどめた場合の資源量の伸びは、6,900トンから7,500トンになると。これと同じ7,500トンを達成するために放流尾数をそのままにして漁獲割合をどれだけ減らせば良いかということ、1ポイントだけ、39%、38%に減らせば計算上は7,500トンが達成できるということで、サワラの場合は、漁獲を規制する効果が非常に高い資源状態にあるということをこの図は表しております。

次はそれを折れ線で表したものです。左は資源量、右は漁獲量、ほぼ似た傾向にあります。まず、資源量で説明します。資源量は、近年ぐっと増えたことになります。その後、一番下の黒いところが、漁獲割合もそのままの今と同じ獲り方にして放流もそのままにするとあまり増えない。ところが放流を2倍にするともう少し出る。放流をそのままにして漁獲割合を少し減らせば5年後には同じぐらいの資源量が達成できるということを表します。右側は資源量に置き換えたもので、ほぼ似たような傾向にあります。ちょっと違うのは、漁獲を減らせば次の年は減るんですが、急に回復していくということを表しております。

それから、少し話が変わりまして、最後から2番目の図ですけれども、資源の多い時が1980年、1990年頃なんですね、最近、資源が少なくなったときと、上の図は各年齢の漁獲物の平均体重です。成長を表すとご覧になってください、資源の多い時は成長が遅いということで、5歳になってもあまり大きくなっていない。しかし最近成長が良いのですぐ大きくなると。昔の5歳は今の2歳ぐらいであると。これはなぜかということ、資源が少ないために個体の成長が良いということです。ですから、現在のこのぐらいの成長はまだまだ成長が良いのでもっと資源を増やす余地があるんじゃないかというような傍証になります。それから、下は先ほどもお見せしましたが、資源尾数のグラフでして、資源の多かった時は3歳魚以上まで年齢がいろいろあったんですが、最近0、1歳がほとんど、2歳では少しということで、やはり本格的な回復にはまだ至っていないということです。

資源回復計画の目標は達成されましたが、資源水準は低位である。増加傾向、これは良いことです。ただし、年齢査定が、今言ったように、高齢魚はあまりいない。それから成長も早いということは資源はまだ少ないということです。データは示しませんでしたでしたが、成熟年齢も早くなっているということは成長と関係しております。ですから、資源的に見ると、特に発生が良かったと考えられる2010年、去年生まれに対してあまり獲らなくなるべく温存する方が将来的に増やす効果が高いと考えております。

以上です。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの説明によりますと、2010年の資源水準は低位増加であるものの、年齢構成が若年魚主体であるため、加入が良好と考えられる2010年級群に対する漁獲圧の引き下げが望まれるとのことでした。

ただいまの説明につきまして、何か御質問等あれば承ります。何かございませんでしょうか。

(長野委員)

先ほどの資料1-1-①と資料1-1-②、いわゆる行政の方と研究の方で説明していただいて、行政軸、彼の方は種苗放流の努力をして、最後にTAEということで漁獲努力量が表される。資料1-1-②は、最終的にはABCでTAC、それから一番最初の1ページのようにABC以外の管理方策ということで、これは多分TAEになるのかなと思うんですけども。行政の方の1-1-①の最後のページになるんですけども、これを見られても、全く23年と24年変更なしになっているんです。すべて同じ数字、同じものなんです。そういう中で、資料1-1-②の最後のページにあるように、資源がいろいろ増えているということになっているんですけども、漁獲圧の引き下げが望ましいと。これはABC以外の管理の方策ということで、漁獲圧を減してということなんですけれども、そういう中で、感じで良いんですけど、この資料1-1-①の最後のページの10ページをどう評価をされますかという感じなんですよ。

(石田主幹研究員)

この数字自体は、TAE管理の行政的な数字です。今回お示ししなかったんですけども、資源評価の報告書をまとめている段階で、実際の出漁隻日数というのを集計しました。すると、やはり2003年以降は全体的には出漁隻日数は減少傾向にありますので、このTAEの日数というのは、私ちょっとお答えがわからないんですけども、出漁隻日数は着実に減っていることはやはり資源増加には結びついているかなということはあると思います。直接のお答えがちょっと申し訳ないですけどわかりません。

(平松資源課長)

行政からよろしいですか。

先ほど資料1-1-①の最後の10ページのところのTAEの数値なんですけども、TAEの数値といたしましては、この期間に操業ができる隻日数の上限値ということで、こちらの隻日数の数値を定めさせていただいております。TAEの運用といたしましては、資源回復計画で休漁等の取組を行っている効果を阻害しないように、休漁等が行われている期間以外のところの上限値管理をするというのが、このTAE管理の運営の趣旨で実施してございます。

1-1-①の資料の1ページのところに休漁期間、それぞれ灘ごとにふきだして書かせて

いただいておりますが、例えば播磨灘のところ、淡路島の西側を見ていただくと、休漁期間が9月1日から11月30日で、秋漁の期間が休漁となっております。春漁の期間は通常どおりの操業をしていただくということなのですが、そこで従来以上に漁獲努力量が高まらないようにということで、例えば関係県でいいますと、兵庫県、岡山県、香川県、徳島県になりますが、こちらの関係海域につきましては、春漁の操業期間4月から6月が概ねその期間ですが、その期間にTAE管理をしていただくというような形で、回復計画の休漁等の取組とセットで管理をしていくという趣旨で運営をさせていただいております。その点で、それぞれの通常操業している期間のTAEとしての上限值を設定することについては、従来どおりの形、当面、休漁等の取組が大きく変わっているところはないので、問題はないということで設定をするという形で、過去においてもほぼ同じ内容で説明させていただいているという状況でございます。

(前田会長)

よろしいですか。

(長野委員)

この1-1-①の10ページが悪いとかいう話ではなくて、23年と24年が全く変わらないというですね、ただ、こっちの研究の方ではいろいろ対応、対策した方が、TAEということではなくて、ABCということをやった方が良いんじゃないかということが出ているので、その関連性、ちょっと聞くと10ページの上限なんて内部的に努力しているからまあ良いんじゃないかというような答えに受け取れるんですけども、その辺の解釈の仕方だけなんですけどね。

(平松資源課長)

今回、実績値を載せてなくて見にくくて申しわけなかったんですが、また年度末の報告の時には23年の数値もまた御報告させていただきたいと思います。

(前田会長)

よろしいですか。他にございませんか。

(原委員)

資料のスライドで、資料1-1-②の3ページ目を開けて欲しいんですけど、スライドの番号で5/19というのがあります。これは、灘別漁獲量となっていて、先ほど資源評価では低位増加という結論だったと思いますけど、この漁獲量を見ますと、1970年代1,000トン前後、昔に戻ったのかなという、水準としてはそういうふうに見えますが、中身がちょっと違うのかなという気がしています。

というのは、最近年の結構獲れているところで1970年代と比較しますと、紀伊水道が最近獲れている。1970年前後は紀伊水道はあまり獲れていない。この違いがどう影響しているのかなと。以前は紀伊水道に漁業がなかったのか、それとも最近紀伊水道で獲れるのは、その前のスライドで見ますと、多分8月から翌3月の越冬回遊群を獲っているのではな

いかなという、そういう気がしますので、その辺のところをちょっとコメントいただければなという。

(石田主幹研究員)

近年、紀伊水道で獲れているのは、やはり越冬回遊しているもの、主に曳き縄釣りで漁獲されているものが多いと思います。この資料の次のページ、4ページですね、大変細かくて申し訳ないんですが、4ページの年の後半の方が色分けとして、これも実は赤、青と分けて、それから色の薄い、濃いと分けているつもりです。年の後半はいずれも両水道の漁獲を示しています。例えば2009年や2010年の7月から12月まではやはり青い線の紀伊水道でかなり獲られているということを表しています。これは目合い規制と関係なく曳き縄なのである程度小さいものでも獲れるということで、0歳魚も獲れている関係にはなっておると思います。過去、1970年代ごろに紀伊水道でどういった漁法があったかというのは、これ以上の中身はちょっと把握しておりません。

(前田会長)

他にございませんか。

それでは、引き続きまして、周防灘におけます小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の実施状況について、御説明を願います。

本計画につきましては、平成23年の取組状況の報告と平成24年の取組案の説明について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

(青木資源保護管理指導官)

瀬戸内海漁業調整事務所の青木と言います。よろしく願いいたします。それでは、着席させていただきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、平成23年取組の実施状況ということで、お手元の資料1-2をご覧ください。周防灘に隣接しております山口県、福岡県、大分県の小型機船底びき網手繰第二種及び第三種漁業を対象といたしまして、マコガレイ等の資源回復措置の取組とそれに併せて実施されておりますTAE管理につきまして、ここに整理しております。

初めに、漁獲努力量削減措置といたしまして、水揚げ制限を行う魚種と全長を定めまして、規制値以下の小型魚については水揚げしないということで、漁獲された場合には再放流するという取組が行われているところであります。対象魚種とその体長につきましては、1ページ目の(1)にあるとおりでございます。また、再放流されました小型魚の生存率を高めるための漁船へのシャワー設備の導入につきましては、山口県の方ではまだ未完でございますけれども、今年度の実績は現在のところないということでございます。それと、産卵親魚の保護といたしまして、漁獲されました抱卵ガザミの産卵機会確保ということで、船上放流あるいは買い上げ再放流という取組が1ページの(3)のとおり、各県で実施されているところであります。なお、新たな休漁期間の設定というものはありませんでした。

続きまして、次ページの資源の積極的培養措置でございますけれども、クルマエビほか3魚種につきまして、種苗放流をそれぞれ継続して実施しているところでございます。平成22年度の実施状況につきましては、各県から聞き取ったものでございますけれども、マコガ

レイにつきまして、例年に比べて増加となっているようでございます。それから、その下の概略図でございますが、魚礁設置あるいは藻場造成といった漁場整備、環境保全といった事業が、周防灘海域で3県5地区で進められているという状況になっております。

次のページの漁獲量についてですが、計画の進行管理上、漁獲動向あるいは増減傾向といったものを把握するために、公表されております統計数値を整理しております。このうち、1の表につきましては、平成14年から平成18年までの中国四国農政局でまとめられ刊行されました瀬戸内海区及び太平洋南区における漁業動向でございます。この統計に関しましては注で記しておりますけれども、平成17年の統計の刊行をもちまして廃止となりまして、本項に示されている平成18年の数字につきましては、同農政局の御協力を得まして聞き取った数字を記入しているものでございます。

平成19年度以降につきましては、2番目の表に資源回復計画対象魚種の漁獲動向という形で整理しておりますけれども、この統計につきましては、資源回復計画推進のための基礎資料にするという目的で農林水産省の統計部が半年ごとに速報値として概数を公表しているもので、これは全漁業種類を対象としておりまして、一部周防灘以外の海域も含んだ数値となっております。このように行政組織の再編あるいは統計調査項目の見直し等によりまして用いる漁獲統計自体の変更を余儀なくされているということで、海域あるいは魚種分類等においてこの1と2の両者の間に一貫性はございませんけれども、対象魚種の直近の漁獲あるいは増減の傾向の概要といったものを把握しつつ、各研究機関の沿岸資源動向調査なども注視しながら今後もこの目標達成状況に資する指標の参考としてこういったものを活用していきたいと考えているところでございます。

平成19年度以降の魚種別漁獲量を見ますと、ガザミにつきましてやや増加傾向にありますけれども、ヒラメは減少気味となっております。対象種の合計の漁獲量では平成19年に比して概ね7%の増、平成21年度に比しまして概ね2%増で、経年的な傾向といたしましては穏やかながら資源減少の抑止が見受けられるというような状況ではないかと推測されるところでございます。

その下にありますマコガレイのTAEの実施状況についてですが、今年1月1日から2月10日までの管理期間におきます漁獲努力量の設定値と、それに対する実績値を示しておりますが、20%から50%の消化率でいずれも設定された範囲内の数値となっております。

平成23年の取組の実施状況といたしましては、以上のとおりでございます。

続きまして5ページにあります、平成24年取組（案）の方をご覧ください。本計画につきましては、1月から12月までの歴年管理という形になっておりますけれども、資源回復計画が平成23年度をもって終了となることから、24年の取組につきましては1月から3月までの間の取組となるところでございますけれども、平成24年においても現在取り組んでおります小型魚の水揚げ制限、それに関連した放流、小型魚の生存率向上のための漁具、漁労設備等の改良、さらには産卵親魚保護としての抱卵ガザミの再放流、さらにクルマエビなどの種苗放流、あるいは漁場環境の保全といった事業につきまして着実に積み重ねていくということが資源回復を推進していく上で重要であると考えているところから、継続して実施していくことを内容とする取組（案）につきまして、9月3日に開催されました本計画に係るブロック漁業者協議会で御了承いただいたところでございます。

また、TAE管理につきましても、ページの下に平成23年の設定値と平成24年（案）



との対照表を示しておりますけれども、管理期間並びに隻日数ともに平成23年同様に設定するという事といたしまして、先ほどのブロック漁業者協議会の了承を得まして、本案にて水産政策審議会資源管理分科会での審議を予定しているところでございます。

平成23年の取組状況と、平成24年の取組（案）につきましては以上のとおりでございます。

（前田会長）

どうもありがとうございました。

平成23年の取組状況と、それと平成24年の取組の案につきまして御説明がございましたけれども、何か御質問ございませんでしょうか。ございませんか。

それでは本委員会といたしまして、周防灘小型機底びき網漁業対象種資源回復計画の平成24年の取組案については、了承をさせていただきます。

続きまして、カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）資源回復計画につきまして、今年度の取組状況について事務局から説明をお願いいたします。

（青木資源保護管理指導官）

それでは、引き続き、私の方からカタクチ計画についての御説明をさせていただきます。

燧灘によるカタクチイワシ操業の開始日につきましては、カタクチイワシの早期産卵が起る傾向が見られる場合には、従前からしております6月10日となっております解禁日を前倒しできるようにしたところでございます。このことを踏まえまして今年度の操業開始日についてなんですけれども、ことしの1月から3月までの伯方島での積算水温が993.5℃ということで、基準値となります1050℃を下回ったことから、今年も早期産卵は起こらないだろうと判断いたしまして、従来どおり6月10日からの解禁とすることでブロック漁業者協議会にて合意されたところでございます。なお、実際の操業開始日につきましては資料1-3に示してございます。

以上、簡単ですけれども、報告を終わらせていただきます。

（前田会長）

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問等はございませんでしょうか。ございませんか。

#### （議題（2）資源回復計画の評価・総括について）

（前田会長）

それでは議題（1）を終わりにして、議題（2）の資源回復計画の評価・総括についてに入らせていただきます。今まで進めてまいりました3つの計画が今年度を持って終了するにあたりまして、評価と総括について各計画ごとに事務局から説明していただきます。

まず、サワラ計画からお願いいたします。

（平松資源課長）

それでは、資料2を用いまして説明をさせていただきます。

資料2には各計画、サワラ、周防灘、カタクチ、それぞれ一緒に綴じさせていただいておりますが、まずサワラについてですけれども、こちらの資源回復計画の評価・総括につきましては回復計画を終了した後、来年度以降の資源管理を考えていくにあたりまして、まずは資源回復計画のこれまでの取組状況、目標の達成状況などを取りまとめまして、これまで実施してきました漁獲努力量の削減措置の効果について評価をし、それから資源回復に効果があるとされるような措置につきましては今後も継続していくということ、また効果が不明であるとか、取組自身の継続が困難であるようなものについてはそれに替わる措置を検討するというを目的に整理をさせていただいてございます。これらの資料を使いながらこれまでの回復計画の中で取り組んできました漁業者協議会等の協議会、こういうものの持ち方についても今後計画ごとに検討していくというふうに考えてございます。このような考え方の中で今回評価・総括というもので整理をさせていただいております。

資料の構成といたしましては、サワラ計画と全く同じ構成にさせていただいております。サワラの方を見ていただきますと、1ページ目にまず1番といたしまして、計画の概要というものの、次のページに2番といたしまして、資源回復措置の取組状況、実践状況の概略をまとめてございます。それからサワラ計画でいきますと、資料の4ページになりますが3番と4番の項目におきまして、現時点での目標の達成状況や資源の水準・動向、最後に計画の評価・総括といたしまして、資源の維持・回復に対する効果や資源管理体制の維持・強化に対する効果について総括し、今後の期待される方向性について記述するというような形で整理をさせていただいてございます。こちらにつきましては、残りの計画も同様のまとめ方をさせていただいておりますのでまた後ほど御説明のときには参考にさせていただきたいと思っております。

では、まずサワラ計画の中身についてでございますが、今申し上げましたとおり1ページ目から3ページ目にかけてこれまでの実施状況等を取りまとめてございます。先ほどの資源評価でもございましたが、資源量でございますが約4,600トン程度になってございます。サワラの場合、資源回復計画の目標達成状況にあたりまして基準年というのを平成12年の資源量ということにしてございます。平成12年の資源量は1,482トンでございますが、これを65%増加させるということを目指に取り組んできております。

主な取組内容といたしましては、先ほどの23年の取組状況でも御説明しましたとおり、サワラの流し網等の春または秋の休漁ですとか、網目の規制等の漁獲規制と種苗放流による資源の維持・培養措置を中心に10年間取り組んできてまいりました。個別の内容につきましては、資料のとおりでございますので、ちょっと時間の関係もございまして、個々の説明は割愛させていただきます。

回復計画で取り組んできた結果をまとめております。4ページをご覧くださいければと思います。まず4ページの左側でございますが、3の(1)の目標の達成状況でございますが、先ほど言いましたように平成22年の資源量は4,607トンとなっております。基準年が約1,500トンですのでこれの1.65倍ということで、目標が約2,500トンという数字になりますが、これを上回っておるということで、現時点で目標は達成されるものと考えてございます。それから資源の水準・動向は先ほどありましたように、低位で増加傾向というような評価がなされているところでございます。

それから、次に4の計画の評価・総括として、まず(1)の対象資源の維持・回復における効果でございます。こちらにつきましては、まず休漁の取組でございますが、これにつきましては当委員会の指示によりまして、操業禁止が決定をされてきたということ。それから、次に網目規制につきましても同様に当委員会指示で徹底されておりますが、この10.6センチ以上の目合いの漁具を使うということで、0歳から1歳のサワラの約16%がこの網をすり抜けるという大きさであるとの結果が得られているというところ。それから三つ目といたしまして、種苗放流につきましては、放流魚の漁獲加入までの生残率、これが24%でございます。この数字から見ますとやはり放流魚は着実に資源加入しているということなどから、サワラの回復計画で取り組んできました取組が、サワラ資源の維持・回復に寄与しているというふうに考えているところでございます。

それから4ページ右側の(2)の資源管理体制の維持・強化における効果ということでございますが、回復計画をスタートしてから瀬戸内海11府県の関係者、これが府県の枠を超えた形での取組が確立されたことが管理体制の維持・強化における効果として第一に挙げられるというふうに考えてございます。また、研究機関の連携や漁業者協議会等の検討の場において、研究機関による資源状況の説明というものが行われることによりまして、より適切な計画の推進が図られてきているということが挙げられます。

このような効果を見てきた資源回復計画の来年度以降の取組というものに対しまして、最後(3)の今後の方向性の中にまとめてございます。本年度の先ほどの資源評価の御説明の中にございましたが、平成22年の資源量は4,600トンとされておりまして、近年で多い数字でございますが、資源水準は低位であり、サワラの年齢組成が若年に偏っているということから、発生が少ない年が続くと資源水準は低下する可能性があるということで、未成魚に対する漁獲圧の引き下げや卓越年級群の保護といったもの、こういう親魚量を増大させることが望ましいという提言が資源評価の中でされてございます。

このような評価結果を踏まえますと、今後、来年度以降の資源管理指針・計画制度に移行後も本計画による取組の効果を維持するためには、上記提言等を踏まえて、関係者が一体となり資源の管理を推進することが重要と考えているところでございます。資料の説明といたしましては以上でございますが、今後はこれらを踏まえまして、漁獲規制、放流といった取組の内容、それから推進体制の具体化等の検討を進めていくと考えているところでございます。

まず、サワラの評価・総括については以上でございます。

(前田会長)

ただいまの説明につきまして、何か御意見ございませんでしょうか。

(原委員)

目標は達成された。そして0～1歳の漁獲圧を引き下げるべきだ。最後、関係者が一体となり管理を推進する。私もこれは同意見です。

ただ一つ心配がありまして、今の資料の2ページ目をちょっと見ていただきたいと思いません。これはこれまでの取組について云々という意見ではなくて、最後の今後どう管理を推進していくべきかという、そういう意味でのコメントだと考えていただいて結構です。先ほど

紀伊水道の漁獲の話が出ました。そのときに曳き縄が主に獲っているという話だったと思います。例えばの話ですけど、漁獲圧を下げるとかそういったときに曳き縄の漁獲圧を下げるという意見ではなくて、例えば紀伊水道と大阪湾は5月15日から6月20日、紀伊水道外域も同じ時期という形になっています。そのほかの海域の播磨灘とか備讃瀬戸はどちらかというと9月から11月で秋口。先ほどの石田さんの月別体長別漁獲尾数ですと、秋口に曳き縄で結構とっているというそういうお話がありました。ですから、今回の取組については初期の目標を達成したということで良いですけど、今後、資源管理をいろんなところで検討される時に海域別、漁期別、そういう魚の出方によって漁獲圧をどう下げていくかというそういう話をもとに漁業管理、資源管理を進めていったら良いのではないかなという、そういうコメントです。

以上です。

(前田会長)

ありがとうございました。他にございませんか。

それでは続きまして、周防灘計画の評価・総括について説明をお願いいたします。

(青木資源保護管理指導官)

周防灘計画でございますけれども、本計画の目標といたしましては、小型機船底びき網漁業による対象種の漁獲量の減少を食いとめて、平成16年の漁獲量であります2,123トンの水準を維持させるというものでございまして、取組といたしましては、水揚げ体長制限や産卵親魚の保護、改良漁具等の導入、さらには種苗放流などを実施してきたところでございます。

それではお手元の資料2の7ページをご覧ください。周防灘計画の目標の達成状況でございますけれども、本計画で目標としております中国四国農政局による周防灘区における小型機船底びき網漁業による対象魚種の漁獲量というものが、先ほどの説明のとおり18年度以降は公表資料となっておりますので、現時点での目標達成状況の判断というのはちょっと困難ということになっております。そのため農林水産省統計部によります計画対象魚種の山口県、福岡県、大分県の瀬戸内海区での漁獲量をもとに現在の資源状況を判断せざるを得ないというようなことになっておりますけれども、この資料を見る限りでは回復計画実施前に見られておりました資源の減少傾向というものは穏やかながらも阻止されているのではないかと判断している次第でございます。ただ、各県で実施しております沿岸資源動向調査によりますと、カレイ類3種類やシャコの資源動向というものがいまだ低迷している状況にありまして、予断を許せる状況にはございません。

それらのことから、本計画の評価・総括といたしましては、まず計画に基づく取組は着実に実施されており、資源状況は魚種によって異なっておりますけれども、合計漁獲量からは資源減少が阻止され、資源の底支えの効果というものが伺えることから、今後も現行の資源管理措置を引き続き実施していくことが望まれる。また、本計画が3県漁業者交流会、周防灘連調委等での検討を経て作成され、周防灘連調委と連携しつつ実施されてきた経緯がございます。さらに、ブロック漁業者協議会との資源管理措置等の取組につきましては、瀬戸内海広調委、周防灘連調委に報告するという体制を確立し、取組の維持・継続に寄与している

と。これらを踏まえまして、関係者が一体となった資源の管理を今後も推進していくことが重要であるというような結論になっております。なお、平成24年度以降の資源管理の体制につきましましては、9月3日に開催されましたブロック漁業者協議会でも議題として取り上げたところでございますが、今後も資源管理措置を継続していくということについては、合意をいただいているところでございます。ただし、それに関わる協議体制や事務局の体制などの考え方につきましましては、予算措置等の絡みもあることから、一回持ち帰っていただき、協議・検討した上で今年度中にもう一回ブロック漁業者協議会を開催して今後の体制について協議・検討していくこととなっております。

以上でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの件につきまして、御質問はございませんか。

ないようですので、それでは最後にカタクチ計画の評価・総括について説明をお願いいたします。

(青木資源保護管理指導官)

カタクチイワシの回復計画の評価でございますけれども、本計画といたしましては、燧灘でのカタクチイワシの資源尾数水準を過去5年間平均の346億尾と同程度にすることを目標といたしまして、主に春期の産卵機会の確保と定期休漁による漁獲努力量の削減を実施してきたところでございます。

資料2の11ページでございますけれども、目標の達成状況といたしましては、初期資源尾数の年変動というものは非常に大きいものですが、平均すると目標値の97%にあたります337億尾となっており、おおよその目標水準で安定していると考えております。また、資源動向ですが、中位水準、動向は横ばいとの評価がなされているところです。

本計画におけます管理措置の効果といたしましては、カタクチイワシの親魚量と初期資源量に明確な関係性というものが認められていないことから、これらの定量的な判断というものはできませんが、初期資源量が比較的安定して確保されていること及び漁獲量が平成6年から11年ごろの低い当時と比べて回復し、安定していることから、資源管理としては概ね妥当であると考えております。また、資源管理体制の構築にあたりまして、燧灘の調査・研究体制が確立されたということは非常に貴重な効果でございます。この体制によりまして、漁業経営に影響を与えます脂イワシの発生メカニズムの解明、燧灘におけるカタクチイワシの資源評価などの調査・研究が行われているところであります。

なお、本計画の取組につきましましては、従前の3県漁業者協議会の枠組みの中で自主的に行われてきたものがもとになって実施されているところでございますので、計画終了後も現行の取組は継続されるものと考えており、今年度中に資源評価のためのデータ等の共有や試験場の連携を含めまして、関係者間の協議の場のあり方について、行政研究担当者会議などを活用しつつ検討をしていくこととしております。

以上でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

御質問ございませんでしょうか。それではないようですので、時間が大分経ちましたので15分ほど休憩いたしたいと思います。手元で3時10分から再開いたしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

休憩 2時54分

再開 3時10分

(議題(3) 今後の広域的な資源管理のための連携・協力の推進について)

(前田会長)

それでは時間がまいりましたので会議を再開いたします。

議題(3)の今後の広域的な資源管理のための連携・協力の推進についてに入ります。

本議題に関しましては、前回の3月10日に開催されました本委員会におきまして、高橋委員さんから本委員会として資源回復計画終了後の広域回遊資源の管理体制についていろいろ有益な御意見や国に対する要望・提案等がございました。その要望・提案の取扱いにつきましては私に一任されたところでございますが、その直後11日に皆さん御案内のとおり東日本大震災がございましたため、事務局と協議をいたしまして、高橋さんの要望・提案等、水産庁に対するものを本委員会からの要望・提案として事務局より水産庁に直接伝えていただきました。その後、水産庁ではこのことも踏まえつつ検討され、本協議会の議題にございます今後の広域的な資源管理のための連携・協力の推進についてとして御説明していただくことになりました。まずは水産庁さんより説明していただきまして、前回での提案、本委員会としての提案・要望への対応についてお諮りをしたいと思います。

それでは水産庁管理課の鏑木課長補佐さんから説明をお願いいたします。

(鏑木管理課課長補佐)

水産庁管理課の鏑木でございます。着席の説明で御了承いただきたいと思います。

それでは今、会長の方から御案内ございました、それから会議の冒頭から再三にわたりまして発言がございますように、本年度で資源回復計画が終了し、24年度からは資源管理・漁業所得補償対策ということのもとでこれまでの資源回復計画的なものといいますのは、資源管理指針、それから資源管理計画といったものの枠の中で資源管理の推進をしていくということになっております。ただし、これは従来と今の資源管理指針、資源管理計画といいますのは、基本的には漁業種類ごとに、今申し上げましたような管理ですとか指針を設けてやっていくということになっておりまして、回復計画を設定しておりました種に対してなされておりました資源管理のいろんな措置というのは、こうした管理指針とか計画の内容の一部として盛り込まれているという形で継続はしております。ですが、縦串といいますか、立て板的な中で実施をされているという状況でございます。しかしながら、こういった広域の都道府県をまたがった海域で資源管理をしていかなければいけないものというものにつきましては、やはりこういった魚種に関わります組織、例えば都道府県でありますとか漁業種類の団体ですとか、そういったものの連携をスムーズにしてお互いに連携をとりながら管理措置

を進めていく必要があるということでございます。

そういったことにつきまして、どういった関与、措置をしていかなければならないかということにつきまして、この春以来、管理課あるいは関係する漁業調整事務所でいろいろと検討をしまして、その結果について取りまとめましたものがこの資料3という位置づけでございます。こうした広域的なことを含めまして、資源管理の措置を実施していく上では、そういった魚種ですとか、あるいは漁獲している海域の状況といったもの、あるいはこういった魚種をめぐるいろんな経緯というものがございまして、そういった資源管理に関わっている関係者の方々がいろいろ協議をした上で決定する必要があるということも言ってもないと思います。今までも資源回復計画のもとでも、これまでの瀬戸内漁調の皆さん方の報告の中でもありましたようにいろいろな協議体制というものが既に含まれております。こういった協議体制を引き続き活用していきまして、関係者が連携・協力して資源管理に取り組んでいくということが非常に重要だということでもあります。

これが既にそちらの府県の単位で資源管理措置というものが確立してしまっていて、今さらそういった連携が必要はないという場合は、新たにそういったものをしなさいということではございませんが、やはり関係者が連携・協力をする場というものを設けていくということがやはり肝要ではないかというふうに考えたわけでございます。そういうわけでございまして、水産庁といたしましてもこういった関係者間の協議が円滑に進むように積極的に助言ですとか、指導をしていきたいと考えております。ですので、現場を預かっております漁業調整事務所がさらに関係者の協議の場を設定するといったような場面も出てくるのではないかと考えております。また、水産庁といたしましても、こういった各県単位の資源管理指針といったものが協議を受けることになっております。こういった協議の場でも関係者で合意した内容というものが、各府県さんの管理指針等に適切に反映されているように十分注意して対処していきたいというふうに考えております。直接の関係者の連携については、今申し上げたようなことを考えております。

さて、もう一つこういった広域的な場といたしましては、広調委というものがまさに複数の都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討を行う場だというふうに位置付けられております。ですので、こういった回復計画が終了した後も、こういった広域的な資源管理の取組状況については、広調委の場で適時報告をしていきまして、必要に応じて、今も委員会指示はあるわけでございますが、そういったものの維持・見直し、あるいは必要なものについては新たな指示を出すといったような検討をお願いしたいというふうに考えております。

蛇足なんですけれども、先ほどもお話がありました、今後の広域資源を考える上でT A Eの設定というものをどうしていくかということがございました。このT A Eの設定につきましては、これまでは資源回復計画のいろんな資源管理措置を補完する措置ということで実施をいたしました。今回、回復計画は終了いたしますが、これまでも説明しておりますように、例えば瀬戸内漁調の御報告でもありましたように、回復計画の資源管理措置の内容というのが資源管理指針等に移行して実施されております。ほぼ内容的にも今のところそんなに変わりはないというふうに聞いておりますので、それに合わせまして24年度以降も引き続き、ほぼ同規模のT A Eというものを設定して維持・運営していきたいというふうに考えるところでございます。そういったことを踏まえまして、この秋に開催予定の水政審の資源管

理分科会におきまして24年度のTAEを設定するというので、今準備をしております。

一応、今後の管理につきましては、今申し上げたような形で臨んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

広域的な資源管理につきましては、資源回復計画終了後においても新たな資源管理指針・資源管理計画体制のもと、引き続き国と府県が連携・協力して取り組んでいただけるとのことでございます。

高橋委員の御意見を踏まえました前回の本委員会の要望・提案に沿った方向で前向きに検討が進められているようでございますけれども、ただいまの説明につきまして何か御意見がございましたらお願いを申し上げます。

(高橋委員)

この場で言っているのか、この次の場で言っているのかよくわからないままに恐縮ですが、申し上げます。

まず、そもそもこのサワラの資源管理というのはちょうど12年前に、私、この前身の瀬戸内海連合海区漁業調整委員会でサワラの資源管理について、皆さん一緒に手を携えて取り組んでいきたいと思いますということで申し上げたのが発端だと思うんですけども、取組が始まってから10年間経過しました。初めのうちはこれは難しい話なんだろうなと思いながら提案して、いろいろやりとりがあったわけでございますけれども、本当によくここまで引っ張ってきていただいた。瀬戸内の事務所、国を始め、それから今で言う水研センターですか、皆さんの本当にバックアップあるいは御指導をいただいて本当によくここまで来た。そもそも、私がこのサワラと一緒に手を携えてと言ったのは、過去には約6千トンのサワラが瀬戸内海で獲っていたんですが、それが200トンを超えて、これは大変だと。これは瀬戸内海のサワラ漁業は終わるんだなというような危機感からそのようなことを申し上げたんです。それが何年間続きましたか、平成9年から11年ぐらいまで漁獲量が500トンを超えておったんですけども、今申し上げましたように、本当に皆さんの御指導、御協力をいただいてここまで来た。サワラの資源が回復する見込みができたということは本当にありがたいと思っているんです。これは我が方の香川県の漁業者も大変喜んでおります。ですから、漁業者の言葉も含めてお礼を申し上げたいと思います。

さて、それはそれとしまして、これからの取組につきましても、従来、成果を上げてきた取組については当然にこれは継続してやっていただきたいし、今前田会長の方からも前向きの御発言をいただいたし、国もそのようにお取組をいただいておりますというようなことで大変ありがたいと思っておるんですが、何より一々細かいと、あるいは次の場所で、次の議題のところでも申し上げることがあるかもわかりませんが、従来の取組が継続して行われるようお願いして、お礼方々申し上げます。以上です。

(前田会長)



どうもありがとうございました。他にございませんか。

それでは他の委員の皆様方にも、今の水産庁さんの御説明をもちまして、前回委員会から水産庁さんへの御要望・提案への対応として御了承いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

(議題(4) サワラ瀬戸内海系群資源回復計画終了後の取組・実施体制について)

(前田会長)

それでは、議題(4)のサワラ瀬戸内海系群資源回復計画終了後の取組・実施体制についてに入ります。事務局から説明をお願いします。

(平松資源課長)

では、議題(4)につきましましては、私の方から御説明をさせていただきたいと思えます。

サワラの来年度以降の取組や実施体制についてというところでございますが、こちらにつきましましては、昨年度来、関係漁業者協議会ですとか、また行政研究担当者会議等で検討を進めてまいってきたところでございますが、今年の7月から8月にかけて、この検討体制につきましまして、府県別に各府県庁さんと意見交換をさせていただいてございます。その中で出た意見といたしまして、新しい体制の中での検討会の中で決まった決定事項を各府県の指針に確実に反映させるというようなことですとか、新しい資源管理指針・計画体制のもとで管理措置を確実に実施していくために、協議の場にサワラの漁業者を参加させるという点等、基本的な仕組みについては一定の共通認識が得られつつあるというふうな状況でございます。

ただ、検討の場で合意した内容を実行する際に、何かしらの担保措置を図るのかということ、その担保措置というのはどのような形でとっていくかというようなものについては検討が必要というような意見も出されているところでございます。また、関係者による協議の場の考え方といたしまして、サワラでいきますと、サワラの漁獲規制等を中心とした措置と、種苗放流の措置、これは特に種苗生産体制というものが重要になってくるかと思うんですけども、これらはお互いに関連するものがございますので、こういう二つの部分につきましまして、同じ土俵の上で検討や協議ができるような仕組みをやるべきだというような意見も多数出されているところがございます。そのような検討を現在進めているところでございますが、それらを踏まえまして、今回、資料4ということで24年度以降のサワラ資源管理に係る検討体制の骨子という形でまとめたものを御用意させていただきました。資料4をご覧くださいと思います。

まず、こちらの資料ですが、一番上に基本的な考え方ということで四つ項目を掲げてございます。ただいまこれまでの検討状況で申し上げましたとおり、今年度からスタートしました資源管理指針・計画体制のもとで、関係府県が均衡のとれた措置を確実に実施していくことを念頭に置きまして、当事務所といたしましても、その中に積極的に取り組んでいくということを基本的な考え方としてございます。

それから2番の検討体制につきましましてですが、こちら各府県の資源管理指針の作成等にあたりまして検討を行います各府県の資源管理協議会という組織、こちらとの連携ですとか、

先ほど言いましたように漁獲努力量削減措置と種苗放流に係る協議、これらは密接に関係を有するものでございますので、そういうものを一体的に推進する体制を構築するというようなこと、それから一つ項目が飛びますが、4番目に管理措置の実施と書いてございますが、こちらにございますように、実施状況というのを常に確認しつつこの取組を進めていくということ、これらを基本的な考え方として、体制といたしましては、こういう方向性でこれからの具体化を図っていきたいと思っております。一方、やはり具体的に管理の中身というものが重要になってまいりますので、そちらにつきましても、現在、ブロック漁業者協議会等で具体的な検討が進みつつあるという状況でございますので、本日お示ししているものは骨子というものでございますが、体制と具体的な中身、これを併せて年度内に具体化を図ってまいりたいと考えているところ、現状といたしましてはそういう状況でございます。

今申し上げましたとおり、漁業者協議会の方で、サワラの資源管理措置の内容の検討を進めてございますので、9月27日に行われましたブロック漁業者協議会での検討状況について口頭で御報告をさせていただきたいと思っております。ブロック協議会では、今回、かなり活発な意見交換が行われてきたところでございます。ブロック漁業者協議会におきましても、資源回復計画の評価・総括というものを御説明させていただいたところでございますが、これまでの取組の成果というものは評価をしていただいたわけでございますが、今後のこの効果、これまでの効果を維持するためにはやはり瀬戸内海の関係漁業者が一体となって資源管理を推進するということの重要性が改めて認識されたところでございます。

具体的な取組内容に関しましては、流し網の網目規制、10.6センチ以上の規制につきましてもは継続する方向というものが示されたところでございます。一方、秋もしくは春の休漁期間等につきましてもは、府県によって意見の相違がございまして、引き続き各府県において休漁の仕方、定期休漁の設定の仕方等について検討を進めていくというような状況になってございます。また、もう一つの取組でございます種苗放流に関する協議の状況でございますが、こちらにつきましてもは、現在、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会と瀬戸内海区水産研究所によります共同種苗生産体制の構築に向けた検討が進められているところでございます。

こちらの種苗放流の関係としましては、9月15日、栽培の担当者会議が行われておりまして、先ほど言いました体制の構築というところなんですけど、種苗生産の施設につきましてもは、瀬戸内海区水産研究所の屋島庁舎と大阪府の水産技術センターを想定いたしまして、生産体制の検討が行われているというところでございます。

生産尾数等につきましてもは、まだ具体化されておられませんけど、サワラの初期の餌、初期餌料の確保ですとかサワラの採卵作業等を勘案すると、年内には方針が固まっているという必要が考えられますので、体制整備に向けた予算や作業分担等について各機関で持ち帰り検討が進められているという状況でございます。また、放流サイズ等につきましても、中間育成の負担軽減等の観点からも検討が加えられているというところでございます。

ちょっと資料から外れましたが、サワラの資源管理体制、来年度以降の具体的な資源管理の中身について大きく二つに分けられます種苗放流と漁獲努力量の削減についての検討状況は以上のような状況で、現在、検討が進められているというところでございます。

これらの取組内容とまた密接に関連してくるものでございますが、先ほどちょっと資料で後回しにしていまいましたが、資料の3番の項目、当委員会との関係でございます。こちらに書かせていただいておりますとおり、サワラの資源管理の実施状況等につきましても、適宜

御報告をさせていただくというところはもちろんのことですが、これまでの回復計画におきまして、取組内容の協議、また委員会指示の発出をしていただいていたところですが、来年度以降、新体制になりまして、どのような形で当委員会に提出させていただくことが適切かということにつきまして、先ほど触れました管理措置の内容というものと合わせまして、具体的な対応措置というものをまた検討させていただくというふうに考えているところがございます。

来年度以降のサワラの資源管理に係る検討体制ということで、骨子という形で現状の整理状況について取りまとめた資料と、漁業者協議会等での検討状況について、併せて御説明をさせていただいたところがございます。

説明は以上でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

サワラ計画終了後の取組・実施体制については、現在、漁業者の取組を含め検討が行われており、今後、検討体制や本委員会との関係等についても検討が進められるとのことでございます。広域に回遊するサワラの適切な資源管理のためには、関係する府県が連携し、均衡のとれた取組を行っていくことが重要ではないかと考えております。

ただいまの説明につきまして、何か御意見等がございましたら承ります。

(高橋委員)

今の平松課長さんのお話で、年度内にとということですが、年度内にまたこの委員会はありますか。

(平松資源課長)

大体3月ごろに開催をしていただいておりますので、そのように考えております。

(高橋委員)

そのスケジュールでやられると、そのときに漁業者の詰めた内容が出てくるわけですね。わかりました。

(前田会長)

よろしいですか。他にございませんか。

(長野委員)

この事業ということではなくてちょっと興味があるので、広域的ないろいろな事業をやるときの連携・協力ということについての経費の負担ということについて興味があるので、前の資料3、資料4を含めて報告、ちょっと考え方だけでも聞きたいんですけども。負担ということで、資料3の2ページ目のその他のところの最後におられるんですけども、こういう広域的な連携・協力するときいろいろな要する経費については国がみるのか、地方がみるのかということになるんですけども。この2の文章を見ると、補助対象経費として出し

ますと書いているので府県がみるのかなというふうにもとれるし、今までどおりであればこの図面なんかを見ると、広域漁業調整委員会があって、資源管理指針・計画は地方がつくって、その間の協議・調整となるとここらあたりは当然国かなというような感じもするんですけども、基本的にまだはっきりしないと思いますけれども、考え方もちょっとお聞きできればと思います。

(鏑木管理課課長補佐)

ちょっと説明を端折ってしまったところを突かれてしまったんですが、今回、先ほどから申し上げておりますように計画をつくる段階というのは、先ほど申し上げましたように漁業種類ごとの形になりますので、国の場合ですと大臣管理許可漁業に関する指針ですとか、計画、それから都道府県がやる指針や計画の中でそういった回復計画等の内容が盛り込まれるということになりますので、そういった指針をつくるもの、そういった県なり国の中で分担の中でやっていくということになりますので、それについては例えば県であれば補助金の対象という格好になると思います。まとめ上げていくところなんですけれども、それにつきましても、今の既存のいろんな事業といいますか、いろんな組織を使っていくことになりますので、その中でいろんな予算を工夫して検討していくという形になろうかと思います。ですので、回復計画のようにこの手の特別な何か予算なり事業を組めるというわけではないんですが、そういう形で皆さん方のそういった意味も含めまして、連携・協力をして進めていきたいということでございます。

以上です。

(前田会長)

よろしいですか。他にございませんか。

それでは資源回復計画終了後の取組、また実施体制及び当委員会での取組につきましては、恐らく来年、3月の委員会になると思いますけれども、次回の委員会までに取りまとめの上、報告していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

#### (議題(5) 資源管理に関する連絡・報告事項について)

(前田会長)

続きまして資源管理に関する連絡・報告事項につきまして、まず資源管理指針・計画の作成状況につきまして、水産庁管理課の鏑木課長補佐さんから説明をお願いいたします。

(鏑木管理課課長補佐)

それでは資源管理指針・資源管理計画の作成状況についてということで、資料5-1というペーパーを用意させていただきました。これは先ほど申し上げました大臣管理漁業、それから各都道府県ごとにつきまして、それぞれ今の時点で把握している時点でどれだけの管理計画等が作成されたかということにつきまして簡単にまとめたというものでございます。

瀬戸調さんの場合は、大臣管理漁業とは直接関係はないと思いますが、今、大臣管理漁業につきましては、魚種別かつ資源管理としては13魚種ありまして、そのうち漁業種類別資

源管理というものが8漁業種類ということになります。現在のところ資源管理計画は10漁業種類、参加隻数は890隻というのが9月末の段階でございます。主に沖底ですとか、あとは今回からマグロなんかも入っているんですけども、サンマ、それからイカ釣りといったところが主立ったところですが、これはまだ作成途中でございますのでまだこの数は増えていくということでございます。ただ、沿岸関係のものにつきましてはほぼ出そろったというふうに聞いております。

裏側にいっていただきまして、知事管理漁業の関係でございます。これは40都道府県で資源管理指針が策定済みでございます。うち瀬戸内海につきましては、11府県が関係しております。それに伴います資源管理計画でございますが、現在522件作成されておまして、うち瀬戸内海海域に関するものでは132件になっております。その内訳につきましては下に書いてあるとおりになっております。

簡単ですが、以上です。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御質問ございませんでしょうか。

ないようですので、次に移らせていただきます。

次に、栽培漁業基本方針とこれに関する状況について、水産庁栽培養殖課石塚課長補佐さんから説明をお願いいたします。

(石塚栽培養殖課課長補佐)

栽培養殖課の石塚と申します。座らせていただいて御説明させていただきます。お手元に御用意させていただいた資料の5-2をご覧くださいと思います。この資料は、今回の第6次栽培漁業基本方針の概要についてということで報告事項として御説明をさせていただくわけですが、先ほど来、関係漁業の資源管理の中で種苗放流の話が縷々出てまいりましたが、国のこの種苗放流に関する基本的な方向、これがどういうふうになっているのかということをお今回御報告させていただいて、今後の広域漁業調整委員会あるいは広域魚種の資源管理、こういうところに役立てていただきたいと考えております。

それでは、資料に基づいてお話させていただきたいと思います。

まず、我が国の種苗放流の基本的な方向性、これを定めるものが栽培漁業基本方針でございますが、正式名称は、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針という長い名称でございますが、沿岸漁場整備開発法という法律に基づいて5年に1回、大臣が策定しておるものでございます。直近といたしましては、昨年12月に第6次の栽培漁業基本方針を策定、公表させていただいたところでございます。今回、第6次の栽培漁業の基本方針、これがポイントでございますが、大別して4点ございます。

第1点は、放流種苗を成長後にすべて漁獲するという従来前提としていた、いわゆる一代回収型栽培漁業、こういうやり方に加えまして、親魚を取り残して再生産を確保していく、いわば資源造成型栽培漁業、こういった形の取組を推進することとしております。この資源造成型栽培漁業については漁獲の管理と漁場の整備事業、こういったものと一体的に実施するよう努めるということとしてございます。

第2点目は、多種・少量・分散放流にならないように効果的な放流を行う。それから放流の対象種を重点化していくということをうたってございます。

3点目は、都道府県の区域を越えて回遊する広域種ですね、当該瀬戸内海域ではマダイ、ヒラメもございますが、先ほど来出ておりましたサワラですとか、あるいはトラフグ、こういったものが対象になりますけれども、これらの広域種につきましては、関係する都道府県間の連携、共同組織の構築、これを推進していくということをうたっておりまして、国も含めた推進体制づくりを図ることとしています。

最後に、第4点目のポイントといたしましては、関係都道府県の種苗生産施設、この間で連携したり分業したりすることによって種苗の共同生産体制、これを構築していくことを推進するというをうたってございます。

以上4点が、今回の栽培漁業の基本方針のポイントでございますけれども、このうち3点目の広域種の推進体制ですね、これにつきまして、今般出席させていただいております広域漁業調整委員会との関係が深いところでございますので、右のページの方に改めてより詳しい内容を記載させていただいております。右側をご覧くださいと思うんですけれども、広域種の推進体制につきましては若干繰り返しになりますけれども、広域種が分布する海域で栽培漁業に取り組む関係者と一体となって種苗放流と放流種苗の育成のための漁獲管理の連携、これによって資源の回復と維持に取り組むということが重要であります。このため、関係する都道府県間の連携及び共同組織の構築を推進するとともに、種苗放流に関して知識と経験を有する団体及び国も含めた推進体制づくりを図ることにしております。また、広域種に係る種苗放流の費用負担、これについても検討しまして、適切な費用負担調整体制を整備するということしております。さらに、必要に応じて広域漁業調整委員会等の意見を求めつつ、漁獲努力量管理と種苗放流の連携に関して関係者間の調整、それから合意形成に努めると、こういうことは基本方針のもとで規定したところでございます。

このように、第6次の栽培漁業を推進するにあたりまして、漁獲努力量の管理と種苗放流の連携、こういうことについて必要に応じて広域漁業調整委員会等の意見を求めるということにつきましても、今後、これから想定してございます。この点を、今回御報告の中で委員の皆様にご理解をいただきたいというふうにお願いしたいと思っております。

次に、2ページ目の資料をご覧くださいと思います。これは我が国の栽培漁業をめぐる状況について整理したものでございます。1番目に書かれている表は、全国の主な栽培漁業対象種の種苗放流尾数の動向でございます。種苗の種類としては、地先種としてアワビ、ウニ、ホタテガイ、それから広域種としてマダイ、ヒラメ、クルマエビ、こういった例を示してございますが、総じて、地先種につきましては、放流尾数は増加傾向あるいは横ばいというような傾向でございますが、広域種につきましては、近年は減少、放流尾数が減っていると、これが全国的な傾向でございます。

これはなぜこのようになっているかと申しますと、左下の2番のグラフをご覧くださいいただければと思います。まず、この地先種と広域種の種苗放流に係る費用負担、これが大きく変化してございまして、地先種につきましては、近年それほど変わりございませんけれども、広域種につきましては、費用負担が減っているというようなことで、それが一つの広域種の種苗放流数の減少につながっていると。これと関係するお話としては、その右隣の3番の都道府県の栽培漁業関係予算がございまして、これについても非常に近年減っておりますし

て、平成18年から23年の間に各府県の栽培漁業関係予算が25%も減っており、こういった背景もございます。

さらに関連する状況といたしまして、4番の円グラフをご覧になっていただきたいんですが、これは各都道府県の種苗生産施設の現状ということで、築年数、6割方の種苗生産施設が25年以上も経過している、老朽化しているという状況がございます。さらに人の問題もございます。各県栽培漁業センターの職員の年齢構成につきましても4割以上がもう既に50歳以上になっておると、こういった状況でございます。このような都道府県の財政状況の悪化あるいは種苗生産施設の老朽化、漁業者負担能力の低下、こういったことによって、特に広域種の種苗放流尾数が減少してきておるといようなことが問題とされているわけがございます。

このようなあまり明るくない側面がございますが、このような栽培漁業をめぐる諸課題に対応するため、先ほど1ページ目で御説明いたしました第6次栽培漁業基本方針、これが策定されて、本年度からは対応しておるといところでございます。

次に、3ページ目をご覧いただきたいと思っております。

先ほど基本方針を説明いたしました、この基本方針の内容を踏まえまして、今年の1月から2月にかけて全国6つの海域毎に海域栽培漁業推進協議会、これが設立されたということでございます。この海域栽培漁業推進協議会はどういう仕事をするかといいますと、一つは、栽培漁業の推進に係る情報提供・交換。二つ目が、広域種についての資源造成型の栽培漁業の推進。三つ目として、県域を越えて連携・共同した種苗生産・放流体制の構築。四つ目は、その他当該海域の栽培漁業の推進に資する諸問題。すべて栽培漁業に関する事項については、事業として行うということになっております。この構成メンバーですが、一つは、各府県の栽培漁業を推進する法人、県の栽培漁業協会などがございます。それから漁業関係団体、漁連、漁協、それから関係府県の県庁の方、あと水産試験場ということになります。それから社団法人の全国豊かな海づくり推進協会、こういった栽培漁業に関連する関係者がメンバーとなりまして、この海域栽培漁業推進協議会を構成して栽培漁業を推進することとなっております。

次のページをご覧いただきたいと思っております。この海域栽培漁業推進協議会を設立して、それを受け皿といたしまして、国といたしましては、種苗放流による資源造成支援事業という、これは補助事業を本年度から設けまして、予算額は1億4,000万円程度でございますが、この海域協議会を実施主体にして広域種の栽培漁業、これを推進するため、とりわけ資源造成型の栽培漁業、これを実証するための補助事業を行い始めたといところでございます。具体的に言えば、関係府県、関係者間がしっかり話し合う場を設けてさらに種苗放流に対する、種苗代に対する補助を行ったり、あるいは関係府県の種苗生産放流対策、これをどういうふうに共同・連携していくとか、こういった取組、話し合いを行うこととしております。瀬戸内海につきましてはサワラとトラフグ、この2魚種が対象種として選定されまして、本年度から5ヶ年計画で事業を推進することとしてございます。

次のページをご覧いただきたいと思っております。最後のページになりますが、瀬戸内海の主要な広域種の動向について、漁獲量と放流尾数の過去からの経緯を掲載させていただいております。サワラにつきましては、先ほど来から何度も詳しい資料を得ておりますけれども、このように見ますと概ね放流尾数と漁獲量というのは、放流数の増加と相まって漁獲量も増え

てきているのではないかということがわかるかと思います。それからトラフグについては、これは漁獲量の公式統計は途中からしかないんですけども、これも放流尾数は歴史的に増えてまいりまして、近年、なかなか漁獲が減少傾向ではあるんですけども、漁獲に占める放流魚の割合というのは、2割程度は占めるということで、資源の底支えをしっかりとできていると考えられております。それからマダイとヒラメ、これも広範に歴史的にも放流を行ってきておりまして、漁獲の増加維持につながっていると考えてございます。

このような広域種の瀬戸内海の栽培対象種、広域種の動向を踏まえまして、今年1月、2月に先ほど説明しました瀬戸内海の海域栽培漁業推進協議会、これが設立されまして、数ある広域種の中でサワラとトラフグ、これは低位水準にあるわけですけども、これらを対象に資源造成型の栽培漁業を推進するというところになってございまして。今後、この瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会、この取組につきまして、広域漁業調整委員会にもその結果、議論の結果も含めて報告させていただく中で、種苗の放流と漁獲管理の連携などにつきまして、御意見、御指導を賜りたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

最後に、手元にきれいなパンフレットを2種類配付させていただいております。これは今の資料で説明した内容は、事務局の社団法人全国豊かな海づくり推進協議会の方で海域栽培漁業推進協議会の業務内容等々につきまして、非常にわかりやすく取りまとめた資料でございまして。今後、このような形で栽培漁業の今後のあり方について議論させていただきまして、広域漁業調整委員会の方にも御報告させていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

以上で報告を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対しまして、何か御質問等はございませんでしょうか。ございませんか。

それでは次に、瀬戸内海における沿岸くろまぐろ漁業の届出制の導入について、水産庁漁業調整課梶脇課長補佐さんから御説明をお願いいたします。

(梶脇漁業調整課課長補佐)

水産庁漁業調整課の梶脇でございます。私の方から議題に沿って説明をさせてもらおうと思います。なかなか細かい資料がたくさんあって最後の議題でお疲れでしょうから、なるべく活字を見てもらうことなく、紙芝居的に少しお話をしてみたいと思います。

今日皆さんにお話をしたいのは、来年の4月から瀬戸内海においてヨコワあるいはシビと呼ばれるようなクロマグロを漁獲するような漁業につきまして、現在、自由漁業になっているわけですけども、これを来年4月から届出制にしていきたいと考えております。なぜ届出制にしていくのかというようなことについても、若干、背景を説明させていただきます。

まず、1年半ぐらい前になりましたけれども、クロマグロがワシントン条約で絶滅のおそれのある動物になってしまうんじゃないかというようなお話がございました。もう1年半も前のことですが、これを端的に示した図がこのスライドの1枚目でございます。



日本周辺で漁獲されるクロマグロと大西洋、地中海と呼ばれる地域で漁獲されるクロマグロ、これは全く種類が異なっています。ここで示したグラフは日本におけるクロマグロ、畜養クロマグロ、養殖、畜養、これは同じ同義で整理しておりますけれども、この畜養クロマグロの輸入量の推移を示したものでございます。青がワシントン条約で問題になった大西洋のクロマグロ。これが我が国にどれだけ輸入されているかということでございます。

特に1990年代から2000年前半にかけて、この青の部分、大西洋のクロマグロ、特に地中海のクロマグロがものすごい量で日本に輸入される。相手国から言えば輸出する、日本としてみれば輸入するというようなことになりました。地中海のクロマグロ、実は原則として30キロ未満は地中海では禁止になってございます。したがって、地中海で主に漁獲されておりますのは、30キロ以上のクロマグロをヨーロッパの国々がまき網で巻いて、そして各国が入り乱れて生け簀の中に畜養すると。そして、一定期間、これに脂をつけて日本の市場に合うような魚に仕立てまして、これを輸出するというようなことでございます。ここにありますように、青の地中海のクロマグロは急激に日本に入ってくるようになりました。

ちなみに、赤のクロマグロ、これは太平洋クロマグロということで、これは日本で獲られているクロマグロと同じ種類でございます。主に相手国は韓国とメキシコからの輸入でございます。畜養ということであれば、これはほとんどすべてがメキシコからの輸入ということになります。そして、オーストラリアあるいはニュージーランドで畜養されて日本に入ってくるもの、これが緑の部分、ミナマガロと呼ばれるものでございます。ということで、地中海のクロマグロが急激に増産に入ったということでございます。

これが原因となって、世界各国の中で、世界の水産行政部局にこの問題は任せておけないと、環境部局がすべてこれをコントロールするんだということで、特に環境保護団体が中心になって、ワシントン条約の中でクロマグロを絶滅のおそれのある魚に指定してしまおうというような動きが昨年起こったわけです。そして、このクロマグロのワシントン条約というのは、もう御承知のとおり、3番目に書いてありますが、175ヶ国が加盟する非常に大きな条約の会議があります。これも日本は1980年に加盟しております。この右側に書かれているいろんな魚、あるいは植物があるわけですが、この条約が、いったんこれができるからこれまで約40年近く経っていますけれども、1品種、1魚種、1植物たりともここにリストアップされたものから資源が回復したということで、ここから対象を外す緩和がなされたことは一品種もございません。したがって、この中にリストアップされるということは、極めていろんな取引を行う意味で危惧される、そういうふうな条約になっています。こういった条約の中に、この大西洋のクロマグロを入れようということになったわけです。

若干、字が多いので、これを端折って説明いたしますと、クロマグロのワシントン条約ということで、昨年3月にカタールのドーハでこのことを議論するための会議がございました。結論は圧倒的多数で日本側が主張する、このワシントン条約の中でクロマグロを対象にするべきではないという意見が通りまして、3の結果に書いてありますように圧倒的多数で否決をいたしました。ただ、この票数を見てもわかりますように、この提案自体はモナコという国がやりました。そしてまた、モナコの提案を否決したために今度はヨーロッパ連合、EUが修正提案を出すということで、これについても多数で否決しておりますけれども、票数から見れば、モナコ提案などは48票しかないわけで、これが半分片方につくとどうなるかわ

からないと、こういうことをございます。

非常にこの中で危惧されたのが、アメリカとそれからヨーロッパ連合、EUは28票を持っております。そしてEUで決定した場合、この28ヶ国の票がそのまま動くということで、非常に両国の動きというのが、いろんな意味で会議ぎりぎりまで取り沙汰されました。結論は、日本と全く逆の立場ということで、クロマグロをワシントン条約の中に入れてしまえというのがアメリカ、EUの会議直前になっての行動でございました。一転、日本は劣勢になったわけですが、何とか中東諸国などを票数として確保することによって、これを否決することができたというのが、昨年3月のワシントン条約の会議の結果でございます。

したがって、これを受けて4番で大臣談話、この会議直後に農林水産大臣の談話が出されておまして、二つございます。一つは、国際的な資源については、資源管理を国際的なルールに則ってやっていくということと、もう一つは、そのルールにのっからない水産物については、これは日本として輸入をしないという方針を大臣談話として出しております。

実は今からお話しする太平洋のクロマグロについては、この地中海のクロマグロと全く違うんですけども、地中海と同じような轍を踏んではならないということで、特に日本の周辺のクロマグロ、太平洋のクロマグロは非常にいろんな地域の重要品種となっておりますので、このクロマグロについては昨年5月、つまり3月にワシントン条約の会議が終わった直後の5月に、クロマグロ全体について国がどう取り組んでいくのかということについての方針を発表したというのが、クロマグロの状況でございます。ここまでの資料は長くなりますので、皆さんの配付資料にはつけておりませんでした。

ちなみに、大西洋のクロマグロということで、緑の海域とそれから赤の海域、東と西に大西洋は分かれておりますけれども、右側がアフリカが白塗りで抜かれておりますけれども、全体で見ると、東大西洋のクロマグロの漁獲枠は約1万1,900トン、この数字です。日本の遠洋漁船がとっている漁獲枠は約1,000トンです。ですから、この意味でいくと、クロマグロそのものをとっているのは8%ぐらい、約1割を切るのがこの大西洋の漁獲の実績ですけども、なぜ日本がそれほどまでにこの問題に取り組んだのかということにつきましては、結局、地中海で圧倒的多くのまき網漁船が巻いたものを、結局、畜養して日本が買っている。日本人の胃袋がクロマグロの資源を枯渇させているということに対して、日本として責任ある行動が求められたと。それに対して日本はどう取り組んでいくのかということが大きな話題でした。

日本は、このICCAT、これは猫の名前のような条約国の会議なんですが、約50ヶ国ぐらいが加盟してまして、この会議の中でヨーロッパ諸国を含めた思い切った漁獲削減と、それからもし仮に科学者の方で資源の状況の改善が見込まれない場合は、2011年の漁業を一時的に停止するというようなことまでこのICCATと呼ばれる委員会の中で日本が主導して決めたと。決めてワシントン条約に臨んだためにそういったことに対しての賛同も得られたというようなことになっています。

したがって、ここで何が言いたいかというと、真ん中ほどに書かれているように、漁獲枠もそうですし、30キロ未満の小型魚は、一切大西洋では原則として禁止されていると。厳しい管理を入れながらも、トラ、ゾウ、パンダと同じような扱いになりかねない状況が大西洋の中ではあったということです。そこが一番の大きな問題です。

太平洋のクロマグロということで、これは非常におもしろいのが、産卵場はここにありま

すように、台湾とフィリピンのバシー海峡から南西諸島周辺の海域と、それから山陰の日本海ということですが、ただ伊豆諸島などでも産卵行動を見られた方もいますので、いわば日本周辺の200海里の中は産卵場と言っても過言ではないということです。ここで産まれたものは、日本海あるいは太平洋に沿って北上して回遊すると。その一部はメキシコ、カリフォルニア沖まで、一部ですけれども回遊するというふうに言われています。

2歳、3歳あたりのクロマグロがこの海域でまき網によって漁獲されて、そして畜養されて、またこれも2、30キロの小型マグロとして築地市場に並ぶというようなことになっているのが、この太平洋のクロマグロでございます。したがって、先ほどお話をしたワシントン条約で話題になった地中海のクロマグロとは全然種類が違いますが、地中海の失敗というのを、この太平洋のクロマグロの方でやるわけにはいかないということなんです。

それから、こういったことが背景になって、クロマグロの管理強化方針を昨年5月に発表したというふうにお話をしました。ちょっとそれについて簡単に入れさせていただきます。太平洋のクロマグロの管理強化の基本方針ということで、昨年5月に発表したものです。1番の基本的な対応というのは、とにかく今、一番漁獲の中心になっているのは、95%以上が0歳から3歳の、いわゆるまだ一度も卵を持っていない、いわゆる未成魚、いわゆる30キロ未満の未成魚と呼ばれるものが、この太平洋で獲られている魚の漁獲尾数の95%以上を占めています。したがって、この未成魚の獲り控え、漁獲の抑制、削減をいかに図るのかということが一番大きな基本方針の内容です。

それから、あともう一つは、クロマグロの資源そのものは、今日は資源の先生もいらっしやいますけれども、非常に資源変動が大きいと言われていています。過去最も歴史的に多く資源があったと言われておりますのは、これが資源変動なんですけれども、1960年代に最も親魚の量、資源量そのものが多かったと言われております。現在は、2007年の評価としては、この赤の部分、つまり過去60年の歴史の中からいけば若干平均的レベルからも落ちている。そしてこれ以降も、日本周辺でクロマグロの養殖もかなり盛んになって、未成魚が漁獲されているというような状況です。やはり未成魚に対する漁獲圧の動向ということで、0歳と1歳の漁獲圧は、90年以降だんだん増えていっているというのが今の現状です。

先ほど言ったように、1960年代と2000年代と比較したときに、これは漁獲重量ではなくて漁獲尾数を計算したものですけれども、0歳、1歳、2歳とこうなるわけですけど、漁獲尾数の95%以上が30キロ未満の小さなもの、未成魚と言われていています。したがって、例えば大間で獲られるクロマグロですとか、あるいは境港で夏場産卵で獲られるクロマグロは、いわゆる薄皮に乗っている尾数なんです。

3年待てば親になる中で、3年を待たない中でこれだけ多くの漁獲尾数を最初の段階でたたいているというのが、今の太平洋、この日本周辺のクロマグロの状況になっています。といっても、全体から言えば、この歴史的な水準よりも若干下回る程度ということで、大西洋、地中海のように30キロ、つまり日本では漁獲をしている0歳、1歳のようなものは地中海では漁獲していないと先ほど言いましたけれども、逆に言うと、その小さなものを獲っていても、全体として、この歴史的な変動の幅の中に今現在はおさまっていると。ただ、問題は、親魚の資源量は1980年代が最低水準ですけども、ここを下回るようなレベルまで資源量が落ちた場合には、これは科学者の目から見れば、漁業の一時的な停止というようなことが言われるということになってきますので、クロマグロの管理としては、歴史的な変動の幅の

中におさめていく、資源量自体おさめていくということが効果的な管理の手法であるというふうに言われています。したがって、そういった中で、今、全体、この5月に発表したクロマグロの管理の強化の方針の中でありますように、それぞれ沿岸、沖合、まき網を中心とする沖合、そして、これからお話しする沿岸の曳き縄漁業をどうしていくか、それから養殖、それから韓国・メキシコの方から入ってくるものに対する輸入の問題、それから近畿大学が中心にやっていますけれども、完全養殖に向けたさまざまな取組をどう引用させていくのかということにこれからの焦点は移っていくということで、すべてこれをまとめて、世の中に昨年5月に発表したということになっています。

これがそれぞれいろんな取組の行程表を示したものなのですが、実際、沿岸の管理強化ということで、これから皆さんにお話しするのは、曳き縄漁業、これは今、自由漁業になっています。これをすべて緩やかな管理ということで、来年4月から瀬戸内海、そしてまた太平洋ともに広域漁業調整委員会の指示を使って届出制という仕組みを導入したいと考えています。

そして、定置については、これは知事さんの免許ということで、漁業権の免許としておりますけれども、マグロ定置ですとか、あるいは雑魚定置の中でも、クロマグロを多く漁獲するものについては、既に22年1月に全国の知事さんに対して大臣の方から漁業法に基づいて、これ以上の免許の数を現状以上に出さないようにという指示を大臣の方から知事の方にさせていただいているということになっています。

この曳き縄漁業の届出制については、瀬戸内海、それから太平洋については来年4月の導入を皆さんの御審議をいただきながら検討に入ったところでございますけれども、日本海・九州西の広域漁業調整委員会については、既に今年の4月からこの仕組みを導入いたしました。現在までに5,400の船が届出をしているということになっておりますので、同じような仕組みのもとでこの太平洋、それから瀬戸内海の海域についてこの仕組みを導入したいと考えています。

それから、沿岸の話をするると特に沖合はどうするんだと、まき網をどうするんだと、こういうお話になりますけれども、まき網については、一言で言いますと未成魚、つまり30キロ未満のクロマグロについては、特に九州西、日本海でそのほとんどの漁獲が行われておりますので、これについては約3割の削減ということで、上限の漁獲量を設定いたしまして、これを4月から導入をしたと、実施に移しているというような状況になっています。直近で6,100トンぐらいが平均的な漁獲量ですが、年間4,500トンまでにいわゆるヨコワは抑えるというような取組を今年4月から実施に移したところでございます。

それから、30キロ以上の成魚に対するまき網の取扱いをどうするかということですが、これは13%の削減ということで、2,300トンから2,100トンが5年間の平均の年間漁獲量ですけれども、これを年間2,000トンまでに上限を設定するということといたしました。これにつきましては、国際的な機関の中で、あるいは科学者の方から言われているのは、特に漁獲尾数の圧倒的ですが、いわゆる未成魚です。親のクロマグロをどうつくるかというのは3年待てば親になるということからすると、95%の漁獲をしているヨコワを獲り控えることで、親の魚を獲るとというのが管理の基本なんですけれども、一方で、夏場、境港で産卵期のクロマグロを獲り、それのお腹から卵巣を取り出すというような行動が昨年いろんな報道機関の中でされたということもありました。非常に境港の関係者、この世論の

中で、卵巣を持ったクロマグロを一網打尽に獲るといような報道がされて、世論形成が行われるということを非常に危惧いたしまして、全体の取組の中で、自分たちとしても漁獲量を削減する措置をとろうということで、13%の削減ですけれども、上限トン数を設定したといような取組になっています。

次に、最近脚光を浴びています養殖です。先ほど地中海のクロマグロを思い切った漁獲削減をするということを目に、結局、地中海から日本への畜養クロマグロが入らないだろうということを見越した大手水産会社あるいは商社も、クロマグロの養殖への参入が相次いで起こっています。これも各都道府県知事の免許ということで、漁業権の免許を知事さんの判断でできることになっているんですが、なかなか広域的な資源ですので、また、かつ国際的な資源でもあるということで、国としては、このクロマグロの養殖について一元的な管理をしていく必要があるだろうということで、今年の1月からすべてのクロマグロの養殖場を登録化いたしました。水産庁のホームページ、トップページにまぐろに関する情報というのがございます。そこにすべての漁業権番号ごとにクロマグロの養殖場を今、公開しています。個々の業者の名前をすべてオープンにしておりますが、個人でやっておられる方の氏名と住所については、個人ということで名前は伏せておりますが、法人の場合はすべてこれがオープンにしているということで、3月末現在で125の漁場が全国で登録されていると。これは変更のある度にこれを最新化するとい取組をしております。

さらに、この125の漁場に対して78の養殖業者を特定することができました。個人と法人で78の経営体。この方々に漁業法の規定を使って、すべてクロマグロの入手先、そして種苗を移送した場合は移送先、さらに言えば実際の生産量まで義務化するということで、国にすべての情報を提出していただくということ今年1月に実施をいたしました。したがって、クロマグロの実際の種苗の入手の確保の状況、そして実際、日本の周辺のクロマグロの養殖生産量が何トンなのかとい情報につきましても、来年3月には歴年といことで、この2年ごとにすべて公表していくといことで考えております。と申しますのは、クロマグロの養殖は新しい産業といことで、なかなか国の公式統計がありません。すべて今まで業界調べといことで、業界新聞等が約1万トンぐらいとい数字は出しておりますけれども、全くその裏付けがないような状況になっておりますので、これらも今年1月から、すべての関係先に浜まわりをいたしまして、理解を求めて全県回らせてもらい、この仕組みを導入することといたしました。

さらに輸入の管理といことで、先ほどメキシコ、それから韓国から輸入があると申しました。韓国からの輸入は、今日は福岡の代表の方々もいらっしゃいますが、韓国から入るものはすべて済州島、あるいは対馬周辺で巻いた3キロぐらいのクロマグロが、そのほとんどすべては韓国漁船で獲られたものが福岡の魚市の方に入ります。さらに言えば、メキシコのものにつきましても、畜養クロマグロといことで、築地に入るといようなこととなっています。したがって、韓国あるいはメキシコに日本の取組を含めて理解を国際機関の中で求めていますけれども、なかなか両国、いろんな思惑があって、漁獲を伸ばしたいとい中で、非常に国際的な資源管理に後ろ向きな対応をこの両国はしております。

したがって、日本としては、国際的な協力体制の中で、市場国が日本といことになっておりますので、輸入情報をすべて市場国として明らかにして、国際機関に出そうじゃないかといことで、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法とい法律の規定を使

いまして、輸入業者18、そして卸売業者23の41業者に対してさまざまな情報を国の方にリアルタイムで報告するというような取組を昨年から実施し、さらに今年3月からこれを拡充いたしました。

ちなみに、輸入業者は、これは韓国産クロマグロの場合は、下関、福岡の業者がほとんどでございます。そして、卸売業者は今年の3月に拡充しましたが、福岡、下関、姫路、神戸、大阪の二つの魚市場、それから名古屋、名北、それから横浜、築地ということで、すべての卸売市場にも説明に入らせていただきまして、こういった取組に御協力を求めるということで、それこそ獲った漁船の船名、漁場、そして漁獲物の組成、重量、輸入した日に即日に国に報告ということをお願いをしているところでございます。同じような取組をメキシコのクロマグロに対してもやっております。

そして、韓国につきましては、国際機関の中で現状以上に漁獲量は増やさないという約束をしていただきましたので、日本としていえば、年間約1,000トンという数字をずっとモニターさせていただいております。したがって、毎日毎日上がったデータを集計いたしまして、現在0トンから499トンまでは毎週1回、月曜日の朝10時には、先ほど言った41業者に対して現在何トンと、あと1,000トンまでは何トンですよという、このようなフィードバック情報をすべての業者に対して周知をしております、韓国の漁獲が本当にこれ以上増えないような取組を日本の流通関係者にも求めているというのが現在の状況になっております。

一応、紙芝居としては以上でございます。こういった全体の取組と、以上がクロマグロについての今の方針を受けてのそれぞれのメニューということで実施に移しているものでございます。その中で、今日お手元に準備させていただきました資料5-3ということで若干活字がありますが、2ページだけの説明で終えようと思っておりますので説明をさせていただきますが、来年4月からこのクロマグロの届出制を自由漁業、これを届出制に移行するんだよということで、その趣旨は、今、縷々述べた内容でございます。

2番で仕組みといたしましては、瀬戸内海については、瀬戸内海の広域漁業調整委員会にお諮りをして、来年3月の会議の中で、具体的な委員会の指示の案を皆様にお諮りをして、これに基づく届出制を導入したいと考えております。これは国の許可制ですとか、あるいは県の漁業調整規則に基づく許可制という、極めて規制としてきちっとということよりは、むしろ、さまざまな実態も含めて、件数も多い、そして実態もまだまだ不十分な面もありますので、極めて緩やかな仕組みの中で届出制ということから始めていきたいというふうに考えております。

では、届出の対象期間と対象者をどう考えるんだということなんですけども、来年3月の委員会でお諮りをして、4月から届出を事前にしていただくというふうに考えておりますが、4月に委員会指示を出して、すぐに4月2日から操業することに対して届出してくださいということもなかなか困難な話ですので、来年6月30日までは自由にクロマグロを自由漁業のままやってもらって結構ですけども、来年7月1日から操業を行う場合につきましては、25年の12月31日までの間ということで約1年半のこの期間の中で、瀬戸内海の海域でクロマグロを漁獲するような方々に対しては、届出をしていただくということを考えております。もちろん1年を通じて、(2)で書いておりますけども、動力漁船を使用してクロマグロをとることを目的とするといった場合に、一年中クロマグロを獲っている人はほと

んどどこの海域でもいなくて、その時期、その場所に行けばクロマグロが混獲であれ何であれ確実に漁獲されるんですよという方々については、幅広く事前に届出をして欲しいということでございます。ただし、既に漁業権ですとか、知事さんの許可、あるいは大臣の許可でもう許可を受けているような方々について、その許可制のもとでさまざまな報告をしてもらおうと考えておりますので、今回はあくまでも対象は曳き縄とか釣りのような形でクロマグロを漁獲しているような漁業、こういった方々を対象にしたいと考えています。

3番で、届出は、本来、我々が戸籍謄本をとったり住民票をとったりするのも、個人は個人の責任でとるわけですが、なかなか漁業者が個人個人で届出をするというのは手数料がかかるというような意見がございまして、漁協が一括して漁業者の名前をリストにして出すような方針についても検討して欲しいというお話が日本海・九州西の方でございましたから、これは既にそういう対応を導入しておりまして、個々人が届出をしてもらうケースは、今のところ日本海・九州西ではほとんどありません。漁協さんが中心になって、個人の名前をリストアップして、そして判子をもらって届出をしていただくというような対応をしておりますので、瀬戸内海あるいはだぶる海域の方もいらっしやると思いますが、太平洋の海域についても同じような仕組みをとりたいたいというふうに考えているところです。

届出の時期ですけども、来年4月1日から6月20日までの2ヶ月半くらいの間で届出をしてもらうということなんです。これも本当であれば、事前に届出をすれば良いわけですから、やろうと、あるいは後継者が帰ってきたときに、あるいは本人も、今年はクロマグロの漁模様が良いのでやりたいと事前に届出をしてもらえばいいんですが、いろんな意見の中で、漁協の事務負担ですとか、県庁さんのいろんな事務負担を考えたときには、届出期間をある程度切ってくれた方が良いんだと、まとめてやらせてくれというお話がありましたので、とりあえずは期間を切っております。ただ、趣旨としては、クロマグロを獲ることに着手する漁船、それから漁獲成績も含めてですが、なるべく幅広く情報収集をしていきたいと思っておりますので、原則としては6月20日までに届出をしてもらいたいと考えてますが、その後、届出漏れがあったとか、あるいは後継者が帰ってきてやりたいというような話があった場合には、水産庁の事務局の方に御相談をいただければ届出をしていただく方向で御回答していきたいなというふうに思っています。という意味では、極めて緩やかな仕組みということで取り組んでいます。

それから5番で必要書類は本当に簡単な届出書1枚、それから変更があった場合は、姓名の変更あるいはトン数が変わったという場合は、変更の届出書1枚だけということで考えています。添付資料としては、漁船登録の謄本を考えておりますけれども、これも手数料もかかるし、できればそういうことも緩和して欲しいというお話がありまして、一応、いろいろ検討した結果、漁船登録の実務は県でやられておりますので、県庁さんが自分の県の漁業実態を把握するという意味でも、届出を県庁経由にさせていただいて、県が漁船登録の原本もチェックするというような行政サービスが対応可能であれば、県で確認してもらえれば、この漁船登録の謄本を漁協さんですとか個々の方々が個別に請求をして、国に提出してもらう必要もないというような対応をしております。現在、日本海・九州西でもしておりますので、瀬戸内海でも、太平洋でも同じような緩和措置を図るように考えているところです。

それから、6番の漁獲実績の報告ですけども、これが一番大事です。届出をした人が個々の実績を出してもらうということが原則です。月ごとではなくて1年に1回、暦年、1月

から12月までの実績を翌年の1月末までに1回出してもらおうということで考えておりますし、さらに、届出と同じように個々人の名前を漁協がすべて一覧表、リストの方式で、一括して漁獲成績の報告をしてもらうということも対応可能なように仕組みようと思っています。どこへ提出するかということですが、これは瀬戸内海、今日ここで会議を主催しております瀬戸内海漁業調整事務所に委員会の事務局がありますので事務所に提出していただく。基本形は、個々人が事務所に提出してもらっても結構ですが、緩和措置ということで、漁協がとりまとめる。あるいは県が漁船登録の原本を確認するというのであれば、漁業者がお願いをして漁協で作ってもらって、漁協から県、県から瀬戸内海の事務所というような事務処理の流れというふうに考えていただきたいと思います。

あと(4)で、今日ここにいらっしゃる中でも、太平洋の海域と瀬戸内海の海域が、もちろん両方の海域を抱えている方々がいらっしゃいます。できればこれは仕組み方の問題ですけども、瀬戸内海でも操業して、そして太平洋でも操業するというような方、つまり1隻の船で両方の海域を操業する可能性がある、例えば和歌山県さんとか徳島県さんのような事例があるような場合は、できるだけこれも負担軽減ということで、どちらかの海域に一方で出してもらえれば、全体それで結構なんですというような取組を中に盛り込みたいというふうに現在検討をしております。

いずれにしても、現在、こういった考え方で、太平洋の各県については、先週の金曜日までに全国で18ヶ所を回らせて説明させていただいております。瀬戸内海の方は、実は太平洋の海域の各県を説明する過程において、例えば和歌山県さん、徳島県さん、兵庫県さんでは一部ヨコワを、ある時期には獲る可能性がありますよというようなお話が太平洋の各県を回る中で寄せられました。したがって、今回、瀬戸内海の海域についてもこういう取組を来年4月からさせていただきたいということで、今日改めて説明させていただきましたけれども、今後、そういった該当の地域、漁業者の方々に説明の機会を持って欲しいというようなお話があれば、水産庁の方から、その地域の方に出向いて説明をしたいというふうに思っております。ただ、県庁さんの方はもう既に重複でかなりの回数にわたって説明させてもらっておりますので、その分で、十分でない、足りないという地域があれば、瀬戸内海の事務所を通じて御要望をしていただければと思っています。

ということで、クロマグロということで、瀬戸内海にはなじみの少ない魚種であろうかとも思いますけれども、全体のクロマグロの管理の中で、こういった状況が世界の中で起こっている。そしてまた日本の中でも起こっているということを、今日お集まりの皆様方どうか御理解をいただいて、円滑な制度導入に向けて御協力をいただきたいと思います。

以上でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

何か御質問がございましたら。

(長野委員)

3点ほど。一つは、まき網と定置と曳き縄と、それが未成魚がほとんど90何%なんですけれども、その三つの割合というのをちょっとお聞きしたい。それから30キロ、3年、未



成魚というのはこれセットになっているんですけども、これ通常呼称でマグロ、シビ、ヨコワというのがありますけども、これとさっき言った30キロ、3年、未成魚というのを呼び方との関係をちょっと教えていただきたい。3番目が、こういう届出制という義務がある。その義務に従わなければ、当然、罰則があると。これはふつう、抄訳がありますけども、漁業法のふつうの罰則が課されるのか。それとともに義務等々の反対は権利なんですけども、いわゆる緩やかな許可漁業みたいな、許可というような権利みたいなものが届出者は発生するのかという、その辺の関係を教えていただきたい。3点でございます。

(梶脇漁業調整課課長補佐)

お答えいたします。

一番最初のそれぞれの漁業種類の比率でございますが、まき網が63%、それから定置が11%、それから延縄と曳き縄がそれぞれ10%ということになります。これが太平洋で獲られているものの漁法別の大体の割合ということでございます。

それから、30キロ、3年、未成魚ということでお話がございました。

まず、ヨコワ、シビという名前についてでありますけども、かなり私も昨年20ヶ所、そして日本海、北は北海道、大間から南は沖縄まで、ずっと地域を回らせてもらい、そして太平洋側の方も先週までに18ヶ所回らせてもらっておりますけども、地域において大体言われる名前が、ヨコワとシビとメジということだと思います。それらについて各地域でさまざまです。例えば一例を挙げますと、上対馬では、一番小さいのはヨコワ豆小から始まって、ヨコワ小、ヨコワ大、ヨコワ特、ヨコワ特Aとか、さまざまな銘柄の名前がございまして。そして、五島などでは本当に一番小さいものからいきますと、シビという言葉でずっと呼ばれていまして、ヨコワという言葉はあまり五島では呼ばれていない。5キロ以上になると、小マグロと呼ばれるような銘柄がございまして。一方、また高知の方へ行きますと、高知の甲浦というようなところでは、やはりこれはヨコワということで、大体5キロぐらいまでのものを甲浦ではヨコワ銘柄で呼んでいて、それ以上はマグロというような名前になっています。したがって、ヨコワ、シビ、メジ、メジというところは非常に少なかったんです。シビというの、なかなかイメージが良くないということで、あまり使うところは多くなくて、大概のものはヨコワというのが多うございましたけれども、全体で10数ヶ所見させていただきますと、大体4キロぐらいまでのものをヨコワと呼んでいる地域が多い。ただ、それ以上の10キロあたりまでのものもヨコワと呼んでいる地域もあるということです。それはシビについても同じということになります。それが2点目の話です。

30キロ、3年というお話をしましたけれども、一応、名前が変わりましたが、国際水産資源研究所ということで、静岡県清水に遠洋水産研究所がありまして、そこで特に国際資源のマグロについてはさまざまな研究がなされていて、一応先ほど3歳ということで、一応、目安として30キロというものを一つの未成魚と成魚を分ける重量として仕分けしました。もちろん3歳になりたてのクロマグロと4歳前のクロマグロでは相当重量は違ってきますが、なかなか国際的な規制を加味しながら、漁獲削減を求めるときに中途半端な線引きとできませんので、30キロというのを一つの成長式から出して、これを管理の対象にしているということでございまして、30キロ以上の中にもやはり子供のクロマグロはいるということになります。実際、5歳以上になってきますと、70キロ近いものでないと、本当の

意味での親ではない、成魚ではないということになりますので、30から70近くぐらいまでは、子供もおれば親もいるという成魚になります。

それから、罰則のお話です。これは仕組みの中でお話をしましたように、漁業法に基づく瀬戸内海の広域漁業調整委員会の指示という規定を使いますので、これは皆さん、海区の中の代表の方々もいらしてよく御承知のとおり、直罰規定はありません。海区の委員会指示と全く仕組みは同じでして、直罰規定はありませんが、もし仮に届出をしてもらえない、あるいは漁獲実績の報告に虚偽がある、出してもらえないという場合は、大臣の方から広域漁業調整委員会が出した指示を守ってくださいということを命令をかけることになります。漁業法の規定に基づいてかけることになります。大臣の命令が出されたにもかかわらず出さない、やらないという場合は、これは大臣の命令違反ということで罰則がかかることになります。罰則の条件としては、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金ということになります。

今回はこういう罰則を適用して、とにかく何かを縛ろうということではなくて、実はクロマグロの沿岸漁業を自由漁業でやられてますけども、先ほど言ったように、全体の世界の重量からすると、曳き縄で獲っているような漁業者というのが、この日本だけというふうに見ても結構だと思います。その漁獲量は、年間約3,000トンございます。この年間3,000トンという数字は日本だけの数字、さらに言えば、メキシコ、韓国で獲っているまき網の量よりも多い量がこの曳き縄の自由漁業で獲られている数量であるというふうには推定をされています。したがって、メキシコあるいは韓国に対して、規制強化という、日本は曳き縄漁業を自由漁業にして放置していながら、そんな対応を韓国、メキシコに求めるんですかというようなことにもなりかねない。そういう状況が今、国際交渉の中で起こっているわけですね。

ただ一方で、極めて多い、それこそ日本海、九州で5,400隻、うち2,000隻は長崎です。こういった漁業種類をそのまま本当に漁獲削減あるいはTACの対象にして、1隻1隻割り当てをするようなことをするのかというと、これはまた極めて非現実的というようなことだと思っています。

したがって、できるだけ曳き縄漁業に対して漁獲量削減、まき網では約3割の漁獲量削減ということで求めましたけれども、曳き縄、自由漁業でやっておられるようなこういう漁業に対して、今まで一本釣りで行っているような漁業に対して、漁獲量削減というようなことはできるだけ、国際的などんな取り決めになろうとも、回避していきたいというふうに思っています。最低限、管理の中では届出をして、全体の漁船の隻数、データをしっかりとるというところで、何とか全体の管理の取組の中に沿岸も入ってきていただくということであると考えておりますので、罰則というようなものも使って、積極的に取締りをするというようなことではないということで御理解をいただきたいなというふうに思います。

(原委員)

定置が11%獲っているというふうに言われましたね。もう決まったことなので、なぜ定置を除いたかというのは不思議だなという気がするのの一つ。入れるべきじゃなかったかという意味ですけど。4ページ目の様式第四号の記入例を見ますと、これ定置が入っていないというのは変だなというところからそういう見方をしたんですけど、これ多分、日本全国共通のフォーマットだと思うんです。漁獲量のところで総重量4キロ未満、4キロ以上、ちょ

つとまずいのではないかなと思います。

というのは、30キロ以上か30キロ未満かで成魚、未成魚にWC P F Cで分けているということで、後日、水産総合研究センターが資源解析の参考にするということだと、4キロ以上30キロ未満、30キロ以上、何かそういう項目の方が良かったのではないかなという気がします。

(梶脇漁業調整課課長補佐)

御指摘ありがとうございます。

2点質問がございました。1点目は確認させていただきたいんですけども、定置についてなぜ漁獲量削減の対象にしなかったのかという御質問というふうに理解してよろしいでしょうか。わかりました。

1点目の質問にお答えします。

全体の中で定置をどう扱うかということについては、国際的な会議の中で深い議論は行われていません。一方で、一番漁獲量の多いところはどこか。先ほど言ったように、まき網が63%という意味では、最もまき網の対応が全体として望まれていたことです。

ただ一方で、定置そのものはクジラも入るように、非常に沿岸の零細漁業ではないというふうな見方を諸外国ではやっております。定置そのものに対する規制ということは、これから本当にそれをかいくぐっていけるかどうかというのは、国際的なルールづくりの中では、まだまだ議論が深められておりませんので、不明な点がございます。日本の中でどこから手をつけるかというところで、まずはまき網から全体として手をつけるというのが今回の取組ということで、すべてが完全なものとして物事が進むと言うよりは、一番多く獲っているところから状況を見ながら資源管理をやっていくという中での取組の一環が、今回のまき網からのスタートであったというふうに整理をしております。十分な回答ではないかもしれませんが、1点目の回答です。

それから、2点目、今日は委員の方々には、これは委員の方々に手続きをしてもらおうお話ではございませんでしたので、様式の説明はあえて今日は省略させていただきました。ただ、質問がありましたので、4ページの漁獲実績報告書の中での4キロ未満と4キロ以上、これは遠洋水産研究所の方とで協議をして決めたものです。

と申しますのは、曳き縄漁業で圧倒的に獲られているものというのは、本当に小型のマグロということで、30キロ未満のものがほとんどすべてといっても過言ではありません。その中で特に重要なのは、0歳魚と1歳魚以上の状況、これを仕分けるところが最重要だということなんです。4キロを上下と分けたのは、0歳と1歳に分けるときの一つの線引きということでこのような対応をいたしました。もちろんこの様式をつくるに当たっては、できるだけ細かくとるべきだという議論も水産庁の中では、遠洋水研との打合せの中ではございましたけれども、本当に漁業の実態はそれこそうちの責任にもなる可能性もあり、そして実態が本当にまだ十分把握できてないこの中で、本当に細かいものをどこまで求めていくのかという中で、必要最小限のところからまずはスタートをしたいということがこのような整理になったということでございまして、委員御指摘のとおり、さらにこの精度を高くしていくためには、委員が言われるように30キロというようなところは非常に大事な線ですので、状況を見ながら、また今後の取扱いについては検討していかなければならない課題ではないか

というふうに理解をしております。

(前田会長)

よろしいですか。

(原委員)

多分、この届出制の趣旨の一つとして、今まで日本の沿岸でクロマグロをどれだけ獲っていたかわからなかった。それを知りたい。そういう情報入手もあると思います。そうした場合、11%も獲っている定置を落とすのはまずいのではないのでしょうかという、そういう意味です。

(長野委員)

それに関して、ちょっと原先生と逆の意見なんですけれども、定置は漁業権だ何だかんだと、民間とか何とか言っていますけれども。今、漁場計画というのを示して、それに基づいて申請して、適格性と優先、それで許可されるものであるから、管理されているから届出がないというふうな理解をしていたんですけれども、それは間違いですかね。

(梶脇漁業調整課課長補佐)

先ほどの原先生の御質問にも若干、私の方で回答が不足していました。

定置については、今、委員御指摘のとおり、漁業権の免許で各県知事が各漁業者に対して免許取得ということで、別途の形で、知事さんの方からは、19年から定置の漁獲量については、すべて情報収集するという取組は既に始めておりますので、漁獲量そのものについては、そちらの方から情報収集しているというのが今現状です。

それから、定置について漁獲削減をすべきではなかったのかということについては、さまざまな判断があるかと思いますが、日本全体の中でどこを削減するかということも国内の漁業調整の問題でして、すべての漁業種類に対してそれぞれ等分の漁獲削減を求めるのか。すなわち、まき網にも3割、そして定置にも、そして曳き縄にも求めるのかどうかというのは、国内の中でどう漁業調整をするかという問題ですけれども、全体としては漁獲量削減の対象というのは、どの漁業種類であれ全体の漁獲量の削減を国際機関は2002年から2004年レベルぐらいまでに下げましょうということでございました。その中で最も漁獲量の増してきたまき網に対して、今回、規制措置をかけたということで、定置、それから曳き縄については、長いスパンで見たときに大きな漁獲量の増減というのは認められなかったために、まき網に対する取組から始めたというのが実際の姿ということで、一方で、そういう中で、定置からすればクロマグロの養殖も増えて、種苗の供給先が主に曳き縄漁業になっているということからして、曳き縄漁業に対しての規制をかけないと、自分たちだけでは非常に不公平じゃないかという声がありましたけれども、まずはの取組としては、全体から見ればまき網からスタートするというので、国内の関係者との調整の結果、そのような対応になったということでございます。

(前田会長)

よろしいですか。他にございませんか。

(議題(6) その他)

(前田会長)

ないようですので、最後の議題のその他に入りますけれども、本日の委員会で取り上げるべき事項につきまして、何か他にございませんでしょうか。

(閉 会)

(前田会長)

それでは、ないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたしたいと思います。

委員の皆様、また御臨席の皆様におかれましては、貴重な御意見、また本日の議事進行に御協力をいただき、ありがとうございました。

なお、議事録署名人の宮本委員さんと長野委員さんにおかれましては、後日、事務局より議事録が送付されますので、よろしく願いをいたします。

それでは、これをもちまして、第22回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。